

第55回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

平成25年6月18日（火曜日）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農 林 振 興 課 長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上 月 支 所 長	伊 東 静 夫	南 光 支 所 長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりおそろいでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

6月の11日に開会いたしまして、今日まで、平成24年度の各会計の専決予算、そして25年度の補正予算、そしてまた、各委員会におきましては、付託を受けております委員会の中で、ご審議をいただきましたことを、心から感謝を申し上げるところであります。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、2名の傍聴の申し込みがありました。傍聴者の皆さん方におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは、直ちに日程に入りますが、これより一般質問に入るわけでありまして、極力、関連質問については、お控えいただきますよう、お願い申し上げますとともに、町長におかれましては、明快な答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、一般質問であります。10名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき、順次議長より指名をいたしますので、お願いします。

まず、初めに3番、岡本義次君の発言を許可いたします。

〔3番 岡本義次君 登壇〕

3番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。

3番議席、岡本義次でございます。よろしくお願いいたします。

今年は、空梅雨といわれおりましたけれど、先週の土曜日には、いい雨が降ってくれて、野菜ものとか、田植えされた稲が、生き生きとしておるところでございます。

そして、大垣内のあじさい、西新宿のおじいちゃんとおばあちゃんのしょうぶ園も開園されました。一人でも多くの皆さんが、また、花を見にいつてあげていただきたいと思います。

本日は、3件の一般質問をさせていただきます。

2件目のですね、ローソンやファミリーマートなどで、コンビニで、住民票等の発行はできないのかという二つ目、それから三つ目の学校・保育園の適正化については、議員席からの質問とさせていただきます。

それでは、まず1点の町職員の緊張感の欠如について、お伺いしたいと思います。

昨年から今年にかけて、次々と役場職員が交通事故を起こしております。

平福での車両衝突による物損事故、時間外とはいえ、テクノでの人身事故、そして役場前で、兵庫信用金庫職員との接触による人身事故と続きました。

3月議会が一番最初の時に、交通標識、上月でですね、破損しまして13万5,000円とか払うことになりましたという報告がございました。そして、複数の議員から、次々と事故が起こっているというので、おいおい、どうなっているんだということの質問が出たわけでござ

ざいます。

そして、チェック、確認したのかどうか、分かりませんが、2週間、半月ほどして、終わりの時に、いや、実は、こういうこともございましたと、無免許で、1年間公用車にも乗せました。そして、自分の通勤、また、自分の自宅での、そういう自動車にも乗っておいりましたというようなことが、発覚したわけでございます。これにもは、私も啞然としたわけでございます。

まあ、こういうふうなことが続きまして、ほかにですね、ペットですね、役場が2週間に1回ぐらいは、正しく飼いましょうと。うんちの始末もちゃんとしましょうとっておきながら、複数の職員が、こんな大きな大型犬を、ずっとですね、家で放して、そういう近所の方からの迷惑、そして、郵便局の方や運送業者からも、怖くて近づけないと、つないでおいてくれというような投書とか連絡が入りました。

まあ、そういうようなことがりますし、そして、役場職員がガムをかみながら窓口対応をして感じがよくないと、こういうクレームもついております。

こういうことが、次々と起こってですね、町長は、どのように職員管理も含めてされておるのか、お伺いしたいと、このように思っております。

この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。それぞれ早朝から御苦労さまです。

この度の、6月議会におきまして、一般質問は、今日、明日にかけて10名の議員の皆さんからご質問の通告をお受けいたしております。今、議長のほうからですね、明快な答弁をするようにというふうに言われましたけれども、できるだけ、丁寧にはお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、ご質問の内容によりましてはですね、十分な答弁ができないかもしれません。できるだけ丁寧にお答えをさせていただきたいと思っております。

まあ、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初、岡本議員からのご質問で、町職員の緊張感の欠如ということについてのご質問のうち、1点目の職員の交通事故、交通違反の件について、まず、お答えをさせていただきます。

職員が公務中、また、公務外を含めての交通事故、交通違反を起こしていることは、誠に残念であります。

原因といたしましては、誰にでもあるうっかりということもありますけれども、公務員として法を守る意識の欠如といわれても仕方がございません。町民の皆さんの範となるべき町公務員として、まず、交通事故、交通違反、これを何とか、みんなでなくしていかなきゃいけないということで、改めて、その交通事故、交通違反に対する意識を高めていくためにですね、町職員全体の取り組みとして5月14日の勤務時間終了後、交通安全決起集会を開き、佐用警察署交通課長から安全運転の指導を受け、全職員で安全運転に努めることを誓い合ったところであります。

また、人身事故を起こした職員及び交通違反を犯した職員につきましては、既に、議会でもご報告をいたしておりますけれども、事故の態様等も検討判断して、管理者として処分等厳格に対処をいたしているところでございます。

2点目のペットの正しい飼い方について、防災行政無線でもですね、度々、放送しているにもかかわらず、大きな犬を3カ月間放置、放し飼いをして、近隣から苦情が出たということで、その対応はとのご質問でありますけれども、ペットの飼い方の苦情等につきましては、個人が特定できれば、担当課において、該当家庭を訪問し、苦情の内容を相手方に伝え、正しいペットの飼い方についての指導を実施いたしております。個人が特定できない場合は、防災行政無線等において、ペットの正しい飼い方等の、PR、これに、現在努めているところであります。

職員が、そのようなペットの飼い方をしているということについては、私のほうには、直接報告はありませんでしたけれども、当然、そのようなことがあればですね、職員として、これは、しっかりと注意をしなきゃいけないということで、注意をするように、特定されているのであれば、その職員、個人に対しての注意をするようにという指示をさせていただいております。

それから、3点目の保育料のもらい忘れがあった件について、その原因と対応はということについてのご質問でございますが、5月17日の全員協議会にて報告をさせていただきましたとおり、保育園の普通保育料並びに緊急一時保育料の請求手続きの漏れがございました。関係者の皆様に、多大なご迷惑をおかけしましたことに、心より深くお詫びを申し上げます。

まず、口座振替引き落としの手続きが漏れていたことについてでございますが、通常、普通保育料の徴収手続きは、保護者から提出された口座振替依頼書を各金融機関に送付をし、照合完了後役場に返送され振替口座の入力をいたします。この度の原因は、返送された口座振替依頼書を別冊子に綴じ込んでいたため、振替口座の入力ができていなかったというものでございました。

また、緊急一時保育料については、請求書の未発送によるものでございました。このような不適切な事態が発生をいたしましたのは、担当者一人で、一切の保育料事務処理を行い、チェック機能が欠けていたということはもとより、保育料算定から収納事務まで、慎重な確認意識が欠けていたことが、主な要因と考えております。

今後の対応といたしましては、一つ目に、複数職員によるチェック体制の確立でございます。これまでは、保育所事務担当者が、一切の保育料事務処理を行ってございましたけれども、今後は、複数職員による相互チェック体制で対応してまいります。

二つ目は、各保育園での確認作業でございます。各保育園に入園中の園児、年度途中の異動、緊急一時保育利用者などの把握について、園と担当課とが共通した管理台帳システムを構築をしてまいります。

このように、今後につきましては、事務処理の見直しを図りますとともに、再発防止策として、事務作業に対する姿勢や認識を新たにし、二度とこのような事態が発生しないように対応してまいりたいと考えております。

4点目の勤務中の職員の態度の件でございますが、ご指摘のあったガムをかみながら町民対応ということが、これが事実とすれば、まことに遺憾なことであり、今後、このようなことのないよう厳重に注意をしてまいりたいと思っておりますが、具体的にですね、いつ、どこで、誰が、そのような対応をしたのか。私が、職員に聞いた中では、そういう事実ということが、事例は、確認ができませんでした。そういうことがあればですね、はっきりとした形で申し出いただきたいと思っております。それは、分かれば、当然、十分、私として、厳重に対処させていただきます。

今後とも、そういう点で、よろしくお願い申し上げます。

以上、この問題に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） それでは、再質問をさせていただきます。

四つ目のですね、ガムのことから、反対に順を追って、質問をしたいと思います。

点呼で、当然、そういう窓口対応で、ガムをかんでおった、これらについて、町民からですね、やっぱり感じが悪いですよと、大阪市については、勤務中、たばこを吸ったというだけでも、そういう処分が受けられるような、今日日、厳しいような時代になっております。

まあ、私は、佐用で、それまでは言いませんが、やはり、そういう今、町長がおっしゃったように、そういう町民として窓口対応に来た時に、そういうガムをかんでおったら、やっぱり嫌な感じでおかしいですねということでございます。まだ、そういう点呼で、皆さんに説明したにもかかわらず、誰か分からないと、そういう現状把握がつかめてないということは、まだ、役場に少し、ちょっとおかしいところがあるんじゃないでしょうか。私は、分かっておりますけれど、そこらへんについて、もう少し、また、してやっていただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、分かっているのであれば、きちっと私に、その氏名なりを言ってください。それは、決して、悪いことではない。これ、必要なことだと思います。

点呼の時にね、朝していたのか、どういう状況でやっていたのかね、そういう職員が、実際に、私は、職員から全部を聞いて回ったわけではありませんけれどもね、そういうことがあったのかと。あるのかということについて、聞きました。当然。

そういう中で、つかめなかったことは、これは、私がね、十分つかめてないから、それは、それだけ対応ができてないんだという指摘かもしれませんけども、それは、やはり、岡本議員も、佐用町議会の町民からの負託を受けられた議員としてね、そういうことについては、はっきりと言っていただければ、それは、私なりに、それは当然、一緒に対応させていただきますので、よろしくお願いします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 交通事故の分に関しても、副町長らいつも、言われるのは、極力、

〔山本君「言えよ名前」と呼ぶ〕

3 番（岡本義次君） 後ろから、ちょっとやじ飛んでおりますけれど、ちょっと、言わないように、議長、言ってあげてください。

議長（西岡 正君） はい、分かりました。

3 番（岡本義次君） そういうことですね、やはり、交通事故した人でも、職員を、名前を極力伏せてですね、議員にも、この度の分でもね、言われておりません。ですから、私は、名前までは言いませんが、課だけは、申し上げます。隣の保健センターですね。そこにいらっしゃるんですよ。

 総務課長、そういう人事のことでも、ちゃんと、そういうふうなことも含めて、ちゃんと、しっかりやってください。

 それから、保育園でのね、2 年余り、どういうんですか、227 万円ですね、8,100 円、請求漏れがございましたということでございます。今、町長が、全員協議会でですね、ちゃんと報告しておりますということでありましたが、その時には、12 人のうち 3 人ですね、了解を得たけど、9 人の人は、今、交渉中でございますということでございましたけれど、その 9 人の方は、もう、了承して、金額が入ったんでしょうか。それとも、まだ、これから入るんでしょうか。そこらへんについても、私らは、分かりません。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

 〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） それでは、おはようございます。

 それでは、岡本議員からの保育料と、先ほど、一時保育、緊急一時保育の両方のことの現在の状況ということでよろしいでしょうかね。

 全員協議会のほうでご説明申し上げましたとおり、普通保育料につきましては、4 名の方、4 名の方のうち、3 名の方は、既に収納しております。それから、後 1 名の方につきましては、その時のご報告させてもらったように、25 年、26 年の 2 年間で納付いただくということで、お話ができております。

 それから、緊急一時のほうなんですけど、15 名中 12 名の方が納付できてなかったということで、その後、4 月、ご本人さんとお話しして、お詫びを申し上げ、ご説明をいたしました結果、先週、先週の状況ですけど、12 名中 10 名の方は納付済み、納付いただきました。1 名の方が分割で納付を毎月していただいております。1 名の方が、今現在、お話し進め中でございます。以上、12 名の状況でございます。

 〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） まあ、保育園もね、5,000 人、6,000 人と園児さんがいるわけじゃないですか、各保育園によっては、10 名、20 名の中ですね、やはり、その園長さんがですね、その役場の経理の担当にファックスでね、この月、これこれの人が来てますよというやつを、ずっと流せて、チェックすればですね、簡単に、そういうようなことが分かるわけでございます。ですから、今度は、はっきり複数の者でやるということで、多分、こういうことは、ないと思いますけれど、やはり役場の職員の中でですね、これが自分らの仕事という中でですね、かつちりと、そういうことは、やっていただきたいと、このように思っております。

それから、ペットの正しい飼い方をしましょうということですね、このことにつきましても、複数の職員が、こういう大型犬がですね、放し飼いにして、副町長に 12 月に申し上げました。こういうペットのこととか、ガムのことについては、町長の耳に入らなくても、その下の副町長なり、総務課長が、ちゃんと対応してくれるものと思っておりましたけれど、12 月から 3 月にですね、3 カ月以上たって、また、うちへ投書いうのか、連絡ございまして、私も、すぐ確認に行きました。そしたら、やはりですね、そのまま、まだ、放置いうんか、放し飼いにして、そして、犬が、私が行った時でも、うろうろしておりました。その近所の方が、夜も自分とこの庭や、そういうところへ来て穴を掘ったり、うんちもしたり、そしてまた、小さな子供、保育園とか小学生がおるんですけど、外へも出られないと、恐ろしくて出られないと、こういうことを言っておられました。

これはですね、他山の石として聞いていただきたいのはですね、佐用町以外で、こういうことがございました。ひと月ほど前に、私が公園に散歩に行った時に、小学校の 3 年生ぐらいの娘さんに、こういう白い大きな犬、シロクマのような、お父さんと散歩に公園へ行きました。そして、向こうから、柴犬を連れた中年の女性の方が、散歩にやってきて、その大きな白いような犬がですね、その柴犬めがけて飛んで行ったんですね。そしたら、お父さんが、多分、持っておっても、力が強いので、ちょっと手こずるような感じなのに、女の子が持っておったもので、転びそうになって放してしまったんですよ。そしたら、その大きな白い犬が、柴犬を持っておった人が、なんと、中年の女性ですけど、上下真っ黒なズボンを、服を着てました。犬が、かかってきたもので、恐れて逃げたんですよ。ほな、その人の足と腰と肩とかみました。もし、その方が、転んでおって、首でもかまれたら、これ命取りになる思います。これは、他山の石として聞いてください。

畜生というのは、そういうことなんですよ。家の人になれておっても、よその人には、なれていません。走って逃げたら追っかけるんですよ。

ですから、そういうふうなことを、役場がね、常々、正しい飼い方しましょうと、2 週間、半月に 1 回は、防災無線で、町民に呼びかけておきながら、そういうことを、いい見本を見せんとあかんのね、悪い見本見せて、こういうこと、あかんですよ。やっぱり。

副町長も、僕、言いましたけれど、後のフォローいうんか、ちゃんとこうやってますと、そういう確認の、そういう返事も、全然返りません。行ったら、もう、私は、ちゃんと言いましたよだけですから。

後は、できてなかったんですから。そこらへんも、副町長、どのように思います。

議長（西岡 正君） はい、副町長、答弁願います。

副町長（坪内頼男君） ペットの飼い方につきましては、職員も町民も同じ、マナーをきちんと守らなければいけないというのは、もう当たり前のことだと思います。

岡本議員のほうから、そのペットの方について、これこれの事例があるということで、確かに、職員の名前もお聞きしました。その段階で、所属長のほうには、そういうことを聞いていると。だから、注意するようにということで、指示はさせていただきました。

で、今、それが、同一職員が複数回ということで、それについては、非常にこう、申し訳なくは思っておりますけれども、今現在の状況ですけども、担当課の職員も、改めて、現場も確認もさせていただき、今のところ、自分の敷地内でロープを張って、その敷地内で動ける範囲での移動はさせているということで、首輪から自由に動きをしているというような状況ではないということを確認させていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） ほん、この間ですね、5月の連休の時だったと思います。

私がおったら、郵便屋さん、運送業者の方が、こんな大きなシェパードをですね、放して側へも寄れないということで、坪内副町長にも、そのことを申し上げたんですけど、やはり私、やはり確認に行きます。そこまで。ほな、やっぱり放れて、行った時に、ダーッと来ました。もし、私が、恐れて逃げたおったら、犬の習性というんは、逃げた者に対して追っかけてきますよ。ですが、私は、平然とじっとしておりましたけどね、もし、かみついたら、足で蹴り飛ばしたろう思っておったけれど、そんな状態です。

ですから、今、ちゃんとべこのように、犬、外へ行かんようにされておるということは、それはいいことだと思います。

しかし、私が、近所の人に言われて確認行った時は、そういう状態ではありませんでした。そして、近所の人、そういうことは、夜も放されて、ずっと3カ月、そのままであったということを言うておられました。どっちが正しいかは、私は、そこまでのね、相手の方にも、こちらの言い分、近所の人、声だけ、あっちこっち尋ねてね、言いましたからね、そこらへんについても、今後、十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、1のですね、その交通事故の件でございます。ほかに、シカが飛び出たりして、シカのんは仕方ないとしてもですね、3月の一番最初の日に、上月で交通標識に当たたと。それから、皆さんが、おいおい、どうなっておるんやということで、その運行管理者というのは、どなたが、役場されておるんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長ですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 安全運転管理者は、総務課長の私です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） そしたらね、例えば、自動車に、各日誌というものを、例えば、310の自動車に、何月何日、何キロから始まって、何キロ終わって、どこへ行って、どんな用事してきたと、そういう日誌もつけていらっしゃるんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） はい、それぞれ、つけております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） そしたらね、例えば、私、思うんやけれど、複数の議員が、そうやって、どうなっとなやって出た時に、2、3日して、実は、こういう無免許のことが出てきましたというのであれば、私は、納得できるんですよ。それが、2週間とか半月してね、いや実は、無免許で、これ1年間も乗せておりましたというようなこと、これは、誰が見つけたんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 職員のですね、こういう交通事故や、そういう重大な違反ですね、こういうことについて、私のほうは、議員の皆さんにはですね、きちっと報告をするようにということで、今、報告をさせていただいております。

ですから、それは、毎日ね、あった時に、すぐという、こういう協議会とか委員会というのありませんから、そういう機会がある時に、させていただいているんで、別に、それを緊急性があるものとは思っておりません。

で、確かに、交通事故、違反、こういうことは、ゼロにしたいんですけども、しかし、どこの、今の、この社会の中でですね、これだけ、皆さん、誰もが車を運転されている中で、そういう先ほど言いましたような、うっかりとした原因というのを、事故や違反というものも、これは誰しもが経験をしていることだと思います。

で、佐用町の職員が、極端に今ね、ほかと比べて多いかというと、それは決して、そうではございません。

これをね、ほかと比べて、別に多くないからいいんだとは、決して言っているわけじゃないんです。それは、職員として、先ほど言いましたように、もう、できるだけ、これをゼロにしないといけないという気持ちは、常に持たないといけないということは、十分分かり、そういう、今、取り組みもね、しているわけです。

で、その1年間近くのですね、無免許だったというのは、これも、うっかりです。というのは、更新をするのを忘れていたということで、職員自体がね、本人が、警察に住所変更の届けを行った時に、警察のほうから、これ、切れてますということ言われて、初めて気がついたというね、非常にね、考えてみて、何で、そんなうっかりがあるんだと言われるような、うっかりですけども、しかし、実際は、そういうことでね、だから、その時に職員として、すぐに、そういうことがありましたという報告を受けているわけです。

ですから、その報告を受けて、皆さんにも、こういう1年近く、いわば無免許の状態で公用車にも乗っていたということがありましたから、報告をさせていただいたわけです。

で、今、職員についてはですね、私用であれ、公用であれですね、小さな事故でも、違反でも報告をするようにということを指示しております。

それを、職員が、それぞれ守って、報告をしておりますのでね、そういうことについては、できるだけ、その必要なね、皆さんにも報告すべき内容であると、私が判断したものについては、報告をさせていただいております。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 警察へ行って、住所変更か何かで行った時に、見つかったということでございますけれど、そしたら、警察としては、その方に対しての何か、ペナルティか何かあったんですか。それとも、何もしないで、おとがめもなかったんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ペナルティというのは、もう、そこから無免許運転ですから、新たに免許を取らなきゃいけないわけです。

だから、その時には、検問によって、無免許運転で検挙されたわけではありません。警察署に行って、その時に、運転している状況じゃないわけですね。その時に発覚をしたわけで、そういう面での、その検挙されたということでの交通違反、また、それに対する罰金、そういうものはございません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） いや、あのね、もしと、i fということがあればね、これ、もし考えよったら、事故でもあって、例えば、相手がけがされたとか、亡くなったというたら、これえらいことでね、もし、テレビや新聞に載ったら、大問題になりますね。運行管理者や、そこらへん、どうなっとんだいうことになりますよ。

ですから、これは、決してね、先月にね、大酒の若者、大学出てね、前途有望な子が、衝突事故がありまして、一瞬のうちに亡くなりました。有望な方で、大勢の仲間や友達や大勢の方が涙を誘うところですね、本当に有望な若者が、油断しておったらね、一瞬のうちに亡くなると。ですから、こういう交通事故が、ぽつぽつ出てくるということは、大きなことにもつながるわけでございます。

ですから、よくね、やはり気を引き締めて、今の方が、名前も言われんし、どこの方が、ちょっと分かりません。今、通勤にですね、明石へ飛び入りで、また、正規に取ってくるか、もしくは、自動車学校へでも行って、取り直さんことにはね、免許証がないわけですから、自転車やとか、徒歩で通える範囲の方であればね、できるかも分かりません。遠かったら、家の奥さんにでも送ってもらいよんかどうか、分かりませんがね、やはり、こういう大事故につながるということで、十分ですね、気を引き締めてね、やっていただきたい。

私は、何も、360 人の方いらっしゃって、大部分を、350 人の方、一生懸命、真面目に働いていらっしゃるの分かりますよ。そやけど、こういうことが、ポツポツ起きて来るということは、そういうことに、また、大事故にもつながるということでございますんでね、ですから、一つ、総務課長の運行管理者や副町長、町長も、十分、職員のね、ことについて、また、気を引き締めてですね、緊張感の欠如を、しっかり公僕として守っていただきたいと、このように思っています。

それではですね、

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、町長の、はい、答弁。

町長（庵逄典章君） すいません。

確認、議会にも報告はさせていただきましたけどね、行政処分、警察による行政処分はありませんけども、町としての処分は、厳正な処分を行っております。そういうことで、やはり十分に、今後ね、反省をし、また、職員全体も注意をするようにということで、かなり重いね、減給 10 分の 1、3 カ月の懲戒処分を行っております。これは、ボーナスも一時金もカットをされます。それだけの、今、岡本議員も言われるようにね、もし、こういう無免許状態で事故を起こした時に、また、どういう大きな、また、問題に発展してくか。こういうことを考えるとですね、非常に、このことは、うっかりと言え、非常に重い責任があるということでの処分を行っております。このことは、議会にも、十分報告させていただいたつもりです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） そのことは、私たちも聞いて知っております。

しかし、3 月の議会中でございます。町長はね、その皆が集まる機会がないって、3 月議会中だったら、ほとんど、ここへ出てきて、我々もおるんですよ。ほなら、2、3 日して、話が出てくるのであれば、分かるけど、半月ほどしてからね、それが発覚したということ。それまで、分からなかったということで、まあ、しょうないけどね、そやけど、そこらへんの、皆に呼びかけたことが、できた。そのチェックができたかどうかということを、私は、問うたんであってね、それは、そのこと知っておいてください。

まだ、ほかにですね、海内でね、農林振興課とか、その建設課が監督不行き届きの面、それから、大木谷のね、質問には、これ私、出してませんけれど、やり直したり、施工指示がうまくできてなくて、建設課の職員が処分されたでしょう。

ですから、こういうことが出て、たくさんね、大水害で、工事がいっぱいあって、気の毒な面もありますよ。しかし、やはり、処分をされたということは、sonだけ落ち度があったということです。ですから、そこらへんについてね、そういうことが、次々と起こらないようにしていただきたいと思っております。

それでは、次のですね、ローソンやファミリーマートなどで、コンビニで住民票等の発行はできないのかということでございます。

よその市町村においては、既に、ローソンやファミリーマートなどで、コンビニでするね、住民票とか取れるようになっております。遠方に勤務している方は、月曜日から金曜日までに、仕事が終わっててからでは、時間的にも、休みでも取らない限り、取ることができません。これからですね、住民の利便性について、検討したことがあるのか伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2 点目のローソンやファミリーマートなどということで、

いわゆる、コンビニエンスストアで、住民票等の発行はできないのかというご質問ですが、お答えをさせていただきます。

コンビニエンスストアにおいて、住民基本台帳カードを利用して、住民票の写しや、印鑑登録証明書を手に入るサービスが、総務省主導のもと、平成 22 年 2 月より開始がされ、平成 25 年 6 月 1 日現在、サービスの参入コンビニ事業者は 3 社、運用実施の市町村は、全国で 65 の自治体が、導入実施をされております。

参入しているコンビニ事業者の、多機能端末機設置の、交付対応型店舗で、朝 6 時 30 分から、夜 23 時まで、年末年始を除く、土曜・日曜も証明書等の発行が可能となっているということでございます。

また、コンビニ交付以外のサービスとして、市町村独自で住民票等の自動交付機を設置している市町数は、平成 24 年 8 月現在で、全国で 140 の自治体というふうになっております。

本町において、コンビニ交付に不可欠な、住民基本台帳カードの発行枚数でございますが、平成 25 年 3 月末現在で 1,425 枚、普及率にいたしまして 7.47 パーセントということで、非常に低い状態でございます。

コンビニ事業者による、住民票等の交付の導入事業には、町から財団法人地方自治情報センターに、サービス事業の申請を実施し、証明発行サーバーの整備、既存の住民基本台帳システムの修正、IC カード標準システムの整備、L G W A N システムの構築等、全体のネットワーク等の本体機器の整備や、サービス開始後における、バックアップ体制や、監視・セキュリティ等の運用業務など、非常に多額の経費と時間が必要となってまいります。

地方自治情報センターの資料に基づく、整備費用の 1 例といたしまして、証明発行サーバー設置費用 300 万円、IC カード標準システム、基本システムサーバーの設置費用で 300 万、導入に係る住民基本台帳システム改修関連費用で 1,300 万、保守関連費用として 100 万、地方自治情報センター運営負担金として年間約 100 万など設備に係る費用と、コンビニ事業者への委託経費として、別に住民票等の交付件数 1 通当たり、120 円の経費が必要というふうになるというふうに聞いております。

このようにですね、このシステムを導入しようとするれば、非常に多額の経費がかかるということと同時に、今、コンビニ交付するために、システムの構築等を、今、行ってもですね、政府が税と社会保障の個人情報をついにまとめる共通番号制度法案、これマイナンバー法案と呼ばれておりますけれども、本年 5 月 24 日に成立をしております、現在、コンビニでの交付に必要な住民基本台帳カードですね、これが、平成 26 年 12 月に廃止になります。

そういうことで、今後、住民基本台帳カードから個人番号カードに切りかわる、それが全員がですね、そのカードを持つということになれば、また、その利用者も、かなり効率的な形で増えるかというふうにも思いますけれども、現在のところは、先ほど申しましたように、費用対効果、また、コンビニ事業者も、まだ、3 社しか、その参入もしておりませんし、住民基本台帳カードの、今、普及率も非常に低いという状況の中ではですね、これを導入するといことは、これは、今のところは困難であるというふうに考えております。

今後、先ほど言いました、国民の共通番号制度法案、制度で、個人番号カードというのがですね、全員にですね、交付れるという形になって、しかも実際に、交付するところが、場所が遠いと、便利、必要であると、そういうことの、町民からのですね、非常に要望なり希望もあればですね、検討をしていきたいというふうに思います。

これは、今後の課題ではないかなというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 5 月 24 日から、マイナンバー制度ということで、コンビニが、4,000 店がですね、全国の、そういう体制にしたということです。今後の課題としてですね、また、そういうのが、全部整うて、国も市町村もやるということになればね、また、その時に、よく検討もして、進めていただいたらと思っております。

それでは、3 点目のですね、学校・保育園の規模適正化について、お伺いします。

今、学校・保育園規模適正化について、教育委員会や健康福祉課で、学校・地区単位で協議が進められています。

子供や園児のいる方は協議会にも参加され、内容も分かっていらっしゃる方が多いと思いますが、小中学生や園児がいない方は協議会にも参加されず、中身がどこまで進んでいるのか、分からない部分があると思います。こういう、メディアを通じて、そういう方にも分かっていただけたらと思って、今日も質問させていただくわけでございます。

議員については、昨日もですね、そういう話が出まして、ある程度、定期的に、そういう報告もされて分かっておりますけれどもですね、再度、この場でさせていただきます。

1、中学校の統合は、将来どうなるのか、今の進捗は。

二つ目、三土中学校の今後はどうなるのか。

三つ目、小学校の統合は、将来どうなるのか。今の進捗は。

四つ目、保育園の統合はどうなるのか。今の進捗は。

五つ、クラブ活動等で区域外の中学校へ行っていることについて。

5 点のことについて、お答えをいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それでは、失礼します。

学校・保育園規模適正化についてのご質問でございますが、4 点目の保育園の統合はどうなるのかという点は、福祉でありますけれども、通して、私のほうから、最初、答弁させていただきます。

1 点目の中学校の統合は、将来どうなるのか、今の進捗はとのご質問でございますが、ご承知のように、佐用町学校規模適正化推進計画を平成 22 年度末に策定いたし、推進期間を平成 23 年から 32 年までの 10 年間として、まず、各地域において小学校区ごとに一斉に懇談会や委員会を設置いただきました。各課題等に対して懇談会・委員会としての方向性を出していただくために、協議・検討いただいているところでございます。

そうした中で、佐用地域の佐用小学校区・江川小学校区、南光地域の中安小学校区・徳久小学校おきましては、それぞれの懇談会で基本的課題等を協議・検討いただき、町の考える方向で、概ねご理解をいただき、統合の方向性として平成 26 年 4 月をお示しいただいたところでございます。

また、具体的事項の方針協議や決定をいただく、それぞれ協議会を 5 月に設置いただきました。

そのような状況の中で、中学校の規模適正化につきましては、もう少し時間がかかろうかと考えております。

小学校は当初の計画時から 2 カ年度が経過して、早くて最初の統合が来年度という状況

でございます。

こうしたことから、各懇談会等の委員の皆さんのご意見を拝聴し、また、三土中学校の閉校協議の状況を見ながら、町内4中学校の統合につきましては、再度、教育委員会委員のご意見をいただきながら進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に2点目の三土中学校の今後はどうなるのかとのご質問でございますが、組合立三土中学校の閉校協議に係ります皆さんへの説明等の中で、1市町での存続は、集団教育という教育環境、また、部活動や、それぞれ学校行事の実施という学校運営の観点からすれば、非常に困難であると申し上げているところでございます。

また、平成25年3月28日には、組合立三土中学校を構成する土万小学校の統合が平成26年4月と決定し、平成25年4月に土万小学校を卒業した児童の三土中学校への入学生がなく、平成26年4月の卒業生の入学も、現状では見込めない状況の中で、より一層、教育環境が厳しくなり、学校運営も一段と困難になる状況とみております。

これらの状況を、組合教育委員会や佐用町教育委員会の委員も、早く閉校協議を進めるべきであるとのご意見であり、両市町の組合議員におかれましても、閉校は、三河と土万の両地区の生徒が在籍する中で、歴史ある学校を閉じるべきではないかという意見もございます。

そうした状況から、平成27年3月を目指して、閉校後、佐用町として三河地区の生徒がスムーズに上津中学校に通学できるよう、その対応を今から準備し、実行してまいりたいと考えているところでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に3点目の小学校の統合の将来はどうなるのか、今の進捗はとのご質問でございますが、1点目で説明申し上げましたように、平成25年度に佐用地域と南光地域の4小学校区の懇談会で、2協議会が立ち上がりました。

上月地域につきましては、既に、2小学校区で懇談会が立ち上がっておりますが、残り一つの久崎小学校におきましても、この25年度から委員会から懇談会へ移行し、懇談会の設置から3年度目、平成27年度を目指して、引き続き基本的課題を協議・検討していただくことになっております。

また、幕山小学校区におきましても、この6月から懇談会を再開しております。より良い教育環境の実現に向け、3校区ともに協議いただけるものと考えております。

次に4点目の保育園の統合はどうなるのか。今の進捗はについてのご質問ですが、これまでの状況につきましては、4月30日開催の学校・保育園規模適正化調査特別委員会において報告しているところでございますが、その中において、最近の状況を申し上げますと、小学校と保育園合同で開催しております佐用小学校区・保育園規模適正化懇談会と江川小学校区・保育園規模適正化懇談会においては、方向性として平成26年4月が示され、佐用・江川保育園規模適正化協議会を設置し、具体的な協議に入る予定になっております。

また、保育園単独で開催しております長谷・平福・石井保育園規模適正化協議会につきましては、基本的課題等の具体的な協議・検討がされているところでございます。また、南光地域の中安小学校区・保育園規模適正化懇談会、徳久小学校区・保育園規模適正化懇談会におきましては、小学校は平成26年4月の統合の方向性が示されましたが、保育園におきましては、基本的課題等の統廃合の形式等について、引き続き協議・検討していくこととなっております。

5点目のクラブ活動の区域外の中学校へ行っていることについてのご質問でございますが、佐用町教育委員会におきましては、子供たちの、いろんな事情の中で、その他、特殊事情として町内中学校において設置されていない部活動で、設置のある他市町・町内中学校の区域外等の就学を認めているところでございます。

現在も区域外就学をしている生徒がおりますが、現在、生徒数の減少傾向にある中で、さらなる減少を招かぬよう配慮しつつ対応しているところでございますのでご理解をお願いし、通告のあった質問への最初の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） はい、ありがとうございます。

中学校の場合ですね、10 年後を目指して、佐用町 1 本、1 校いうんか、そういうふうな話も出ておりますけれど、今ですね、姫新線に 300 万人乗降しようということで、去年 280 万人近く、300 には到達できませんでした。

私はですね、上月中学校もね、できて 10 年と、西播磨でも、ピカー、ピカ二に誇るぐらいな立派な施設で、いきなりどこか、どこになるんか分かりませんが、上月もなくなるというんはですね、とてももったいないし、寂しいことだと思います。

私はですね、一つの案としてですよ、上津中学校の子が姫新線で、上月駅まで乗ってき、上月駅から中学校でも、歩いて 10 分とかかりません。ですから、そこらへんについてね、いわゆる 2 校で東と西の、そういう勉強も運動もね、対抗して頑張ってやっていくという、その、どう言うんですか、そういうふうなことも一つのね、これから話し合いの中でですね、討議いうんか、協議もしていただいたらいいんじゃないかなという気もしております。

まあ、これは、これからのね課題として、今、保育園なり小中学を対象に各地区と説明もされております。

今、教育長が、そういう進捗の度合いについても、話が出たわけでございます。

やはりですね、中国とかロシアのように鶴の一声で決まってしまうというんじゃないなくて、日本については、約、民主主義の国家でございます。皆さんと、よく十分話し合いもし、そして、100 人が 100 人ですね賛成とはいきません。しかし、その時にはね、やはり将来、子供のためには、子供が、こんだけよくなるためにやるんだということでね、あれば、私は踏み切っていただいて、進めていただきたい、このように思っております。

ですから、そこらへんの事情についても、いわゆる小中学、そして、保育園の子供さんがいらっしゃる家については、もちろん十分関心もあってですね、こうやって説明会や懇談会にも足を向けられると思いますけれど、ない方については、もう一つ、そこまでね、熱心に行かれるかといえば、行かれない方のほうが、多いと思います。

ですから、こういうことを通じてね、皆さんに呼びかけすることも大切じゃないかと思っております、こういうふうな場もさせていただいたわけでございます。

そういう協議会の中ですね、これから、いろいろな課題が出てきます。その通学方法にしたり、それから今後の、今の、いわゆるクラブ活動にしてもですね、しかし、御苦労をされておるん、十分、私たちも分かっておりますのでですね、しんどいと思いますけれど、今後ともね、そのまた、了解、少しでも多くの方がしていただいて、そして、統合ができるようにね、頑張っていただいたらと思っております。

このことについて、今の南光なり佐用の、そういう江川、そして幕山、協議会もつくられてですね、話し合いができておりますけれど、そこらへんについても、いろいろね、意見が出ておりますけれど、また、しんどいと思いますけれど、頑張ってやっていただきたい。

やはり将来、子供のためには、これが一番いいんだということで進めていただいたらね、

私は、結構じゃないかと思しますので、これで、一般質問を終わりといたします。
どうも、ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 岡本義次君の発言は、終わりました。
続いて、2番、新田俊一君の発言を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番議席の新田俊一でございます。

いっつもこう、一般質問のほうも2番でね、2番に何か縁があるような気がいたします。

今日は、夢を追うような、ちょっと変な一般質問にはなるんじゃないかなとは思って、すけれども、実際は、今、アベノミクスで株価が上がったり、下がったりと、こうしてあって、非常に政治不安というのが前に出てきております。

私も、ここ数十年の間には、食糧難になってきて、大飢饉いうですか、そういうなん起こってくるんじゃないかな。

それから、もちろん急な円安とか円高となって、世界恐慌になってくるんじゃないかなという、そういう心配をいたしております。

こういった場を逃げ切るのには、やはり今は、見放されつつある農業が、非常に有効なではないかというようなことで、この一般質問をしたいと思います。

1番目の農林業の大改革を問うということで、お尋ねしたいと思います。

千年以上の昔から、農林業は、日本の経済の中心であったと思います。しかし、戦後の経済は農業から商工業へと、そして輸出入が栄え、農林業は衰退し見放されつつあります。衣食住は、生活の要素であります。これを何とか克服し、農林業の衰退に歯どめをかけることを考えてはどうかと思います。

そこで、小さく内訳には書いてあるんですけども、①番ですが、私案ですけども、大きな補助金をつけ、町営的農林業を考えてはどうかと。町が中心となることで、農林業への就労率を高めていくことはできないでしょうか。そのため、旧町単位でも各集落単位でもいいから、農林業に興味のある方に参加していただき、町営的農林業について協議してはどうか、伺います。

もう既にあるとは思いますが、野菜作りの部会とか、花木の部会、米づくりの部会、林業の部会等々、全町的に、各部会で会議を開き、余裕のある農林業の育成と基盤づくりを考えてはどうか、お伺いいたします。

③番目ですが、農林業においては、春夏秋冬、気象条件の変動、地形やほ場の条件により、経営も大きく左右されます。安定した農林業を営むためには、その地域の特性に応じた作物の選定が重要であり、佐用町内作物推奨エリアを決め、地域ぐるみで取り組む体制を考えてはどうか。そのために、必要な補助金制度の整備拡充を図ってはどうか、お伺いします。

④番目です。少子高齢化により、ますます農林業の担い手不足が進行していく中、佐用町も一国の企業者となり、少子高齢化から脱却、就労の場所づくりを目指し、壮大な改革と将来のまちづくりを築いていくことが必要だと思います。今こそ佐用町が一丸となって頑張り、繁栄していけるような計画づくりが必要だと思いますが、町長の考えをお伺いします。

最後になりましたけども、山林については、バイオマス発電施設をつくるのであれば、大きいものを1カ所につくるのではなく、5から8カ所に分けて整備していく。

また、山林については、よく地主と計画的に伐採し、20年30年で1工程を回れるよう

にすれば効率的であり、山林の再生になると思います。

そうしたことで、大水害に強いまちづくりにつながっていくと思いますが、町長の考えをお伺いします。

それと、これは思弁ですけども、ぜひ、町長も、次期町長に立候補されましてね、こういったことについて、真剣に考えて頑張っていたらと思います。

この場での質問は、終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、新田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

非常に大きなといいますか、難しい、これまでに、いろいろと取り組む問題があり、なかなか十分な成果が上げれてきてない農林業の問題、この農林業の大改革を問うというご質問でございまして、なかなか十分なですね、ご期待に沿えるような答弁ができないかもしれませんが、今、私なりに考えていることを、少し述べさせていただきますと思います。

まず、1点目の新田議員の私案ということについて、町営で農林業を営むことができないのかということでございますが、町営でですね、この農林業を営むということは、これは、なかなか行政の性質上、難しいというふうに思います。

農業に対する取り組みといたしましては、T P Pを含めた国の施策を、どう今、佐用町に取り入れて行くのか、新しい時代の農業を、どう取り組んでいくのか、そういう研究していく必要、ことが、行政、町に与えられた、これは、責任ではないかなというふうに思っております。

また、林業につきましてはですね、やはり、この森林組合、この森林組織というものをですね、今後、これに対応していけるようにですね、どう組織を拡充していくのか。体制を整えていくのか、そういうことも課題だというふうに考えております。

佐用町の現状の農業では、規模拡大にも限界がありますから、収益性の高い農産物、特に都市近郊型農業に取り組み、少量の生産量で価値の高い農産物をつくるのが、まず重要ではないかなと、そういう方向が必要ではないかなというふうに思っております。

特産となる農作物の開発については、町行政の支援が、どうしても、これは必要不可欠であります。ただ、町の行政だけでは、ノウハウも、その知識も、また、大きな、この財政力ありません。やはり、国の今後ですね、農業政策、特に先ほど言いましたT P Pの加入においてですね、必ずこれは、国として農業に対して、大きな、また、施策が打ち出されてくるというふうに思っております。そういう施策をですね、いち早く取り入れながら、しっかりとした方向性を持ってですね、今後、若い農業者の育成を図れるようなですね農業、これにはですね、新しい技術や経営ノウハウを取り入れ、まずは、町としてできることは、試験農場などに取り組む研究をですね、まず、進めて行く必要があろうかというふうに考えております。

当面はですね、現在、佐用町におきましては、国・県の指導の下、人・農地プラン事業にも取り組んでいかなければなりません。

人・農地プラン事業では、地域の中心となる経営体である人をですね、明確にして、高齢化でリタイヤや規模を縮小していく農業者の農地を集約していこうというものがありますが、大規模な農業は、なかなか難しい、限界がございますけれども、やはり現在のような、非常に小規模なままではですね、どんな農業においても、なかなか、これは難し

い状況であり、やはり当面、この規模の適正化といいますか、拡大ということについては、これは一つの方向としては、佐用町としても取り組んでいかなきゃいけないと思っております。

農業者の、この農地を集約していこうという形で、地域の将来設計書と、これは位置づけられておりますけれども、人・農地プラン事業、これは、各集落です、自分たちの将来ということについて、やはり、しっかりと認識していただくためにもですね、この取り組みは必要ではあるかというふうに思っております。

プランにおける中心的農業者には、地域の担い手である認定農業者や意欲のある若者、農事組合法人などがあたられているわけであります。

また、各種の補助を受けるためには、この人。農地プランが作成されていることが求められておりますので、順次、人・農地プランが策定できるよう、この事業推進を行っていくことといたしております。

次に、2点目の各部会の活性化による農林業の育成と基盤づくりでございますが、議員のご指摘のように、既に多くの団体が活動をしていただいております。それぞれの団体には、その取り組み内容や活動状況により助成を行っているところでございますが、本年度におきましても 29 団体を対象に助成を行い、普及センターや農協などとの連携により、特色のある地域農業を図ることといたしております。

次に、3点目の地域特性に応じた作物選定と地域での取り組みでございますが、現在、町内におきましては、大豆・麦・そば・ピーマンなどの町振興作物を定め、地域の環境や特性に応じて地域ぐるみの取り組みを展開しているところでございます。

国が定めている戦略作物のほかに、町独自の奨励作物を加えて町振興作物としておりまして、その作物の作付の組み合わせに応じて産地資金としての助成などを行っております。

今後、さらに佐用町に適した作物を研究し、新たな特産物の開発につながるよう、県と関係機関とも一緒に取り組んでまいります。

次に4点目の少子高齢化による担い手不足に関してでございますが、現在は、農業者の高齢化に伴い、離農される方が多くなりつつございますが、その一方で、地域の農業を支える認定農業者や営農組合等が誕生しており、地域農業の担い手として活躍をされております。

若者の就労の場を確保することにつきましては、国が進めております、人・農地プラン事業に基づく助成制度があります。

プランに関係するものとして、新たに農業をはじめようとするのは、大変リスクも大きくて、経営が安定するよう 45 歳未満の新規就農者に青年就農給付金として、年間 150 万円を最長 5 年支給しようとするものであります。

また、プランとは直接関係ないものの、就農前の研修期間 2 年以内の所得を確保する青年給付金就農給付金を年間 150 万円支給するものや、農業研修生の受け入れ事業者へ研修経費の助成制度などがございます。

営農組織の中には、20 代の若者の雇用に積極的に、現在、取り組んでいるところも現れて、できておりまして、大変、この点については期待をいたしております。

今後、若者の就労の場として、農業が選択肢に入るよう魅力ある農業の確立を、推進していかなければならないと思います。

次に5点目のバイオマス発電施設と山林の再生ということについてでございますが、ご質問のバイオマス発電施設についてであります。木質バイオマス発電施設を安定的に、これを運営するためには、規模として5メガワット以上の発電能力が必要というふうに言われており、そのためには5メガワットでも約 20 億ぐらいの多額の建設費用と、また、それを動かしていくための燃料となる大量の原木の安定供給をしなければなりません。こ

れをですね、何カ所にも建設、事業化することは、非常に建設コストも、非常に高くかかりますし、採算コスト、採算を合わせるためには、かなりの大きいものをつくらなきゃいけない。そうすると、原木でですね、地域の原木だけでは、なかなか十分供給できない。その供給体制を、しっかりとしたものをつくらなきゃいけません。そういうことで、何カ所も建設をするということは、これは、この施設の運営上、これは、極めて困難だというふうに言われております。

また、太陽光発電施設につきましては、ご承知のとおり上上月地内と申山残土処分地において、建設する計画であります。その架台に木材を利用することで、木材の利用促進にもつなげていきたいということで、今、計画を進めているところであります。

ご質問のとおり施設を複数の箇所を整備・設置しようとするれば、それぞれ、また、送電設備等の投資も必要となり、維持管理費用も増大してまいります。スケールメリットによる建設費用及び維持管理費用の抑制にも、これ努めていかなければ、事業として成り立たない面もございます。

そういう中で、佐用町内におきまして、近隣のそうした木質バイオマス発電の計画事業と十分連携を取ってですね、町内の森林資源の有効活用、また、山林のですね、何とか整備にもつなげていけるような、そういう取り組みをですね、今後、進めていけるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

森林の環境保全や水源涵養の保全のためには、間伐事業の推進、広葉樹林化や天然林の改善による森林の再生、そして、これらの事業を効率的に進めるための林内路網の整備等を積極的に進めると同時に、様々な木材資源の活用に対して、安定供給ができ、さらには森林所有者、山主への利益の還元ができる林業経営の仕組みづくりにですね、今後、努めてまいりたいというふうに考えております。その活用の一つが、建築木材だけでなくですね、太陽光発電施設の架台であり、また、木質バイオマス発電の熱料となる木材チップ等でありますので、これらに対しまして、積極的に取り組むことはもちろん、今後、森林組合を十分活用して、計画的な間伐事業を中心とした、災害に強い森林の再生にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、このご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 私は、町長の言っておられることは、よく分かるんですけども、例えば、山崎とか上郡とか赤穂とか相生とかで、近隣の市町と同じような考え方で取り組んでおったんでは、その町は、もう冷え切っていくんじゃないかなと思います。

やはりこう、ちょっと新聞にも出ておりましたけれども、昨日、ちょっと見たんですけどね、これも、議会人に出ておったんで、やはりもうちょっと、考え方を変えないと、いつ頃、そのＴＰＰが参加することになってくるか分かりませんが、今の状態で、ＴＰＰに参加されると、非常にこう、基盤が弱い、こういう佐用町みたいなところは、もう、大打撃を受けてもてね、大変なことになってくるんじゃないかなと。想像しただけでも、何か、怖いような気がします。

そちらの質問者席で、ちょっと話したんですけども、今は、そのアベノミクスで、かなりこう、株高になっておるし、乱高下しておりますけども、私は、この後に、必ず危機的なことが来るような気がしてならないんですけどね。

だから、そういうことにならないように、勇気を持ってね、農業のことについて考えて

もらいたいなと思います。

例えば、佐用の、今、荒廃田がたくさんありますよね、その付近においては、ここは桃がええぞとか、ここはクリがええぞとか、ここは稲がええとかというようなことを考えて、そういったところへ、町もある程度、投資をしていただいたらと思います。

そうすると、おのずと人も来るし、そういうことで、お客も呼ぶし、働く人も呼んで、仕事のできる、また、そういった場所をこしらえていくのも、これからの農業の政策じゃないかなと、僕は、思っております。

昔、百万年、数年前には、三日月も三日月城があって、森さんが、殿さんがおられたんですけども、非常にこう、1万5,000石で、兵隊が300名ほどおって、武士ですか、仕えている人が、非常にこう、生活が不安定だったそうです。その時に考えたのが、やはりこれは、このままではあかんぞということで、お茶、今でも、まだ、たくさん山に行ったらお茶植えておった形跡がたくさんあります。お茶、それからハベガタ、これは、ろうを取るためのハゼの木ですよ。それからまあ、茅場というのをこしらえて、それをドンドン、いろんな方面へ持っていくと、そういったようなことで、2万石ぐらいの値打ちのあるお城になって、何とか、三日月藩がもってあったというような話を聞きます。歴史的にも出ておると思うんですけどね、そういうこと考えると、佐用町もね、一国一城の主と考えて、ほかの市町のことと、違った考え方を、視野を向けて、農村のほうへ力を向けていくことが、非常にこう大切じゃないかと思うんですが、それは、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあ、農業というのは、本当に、1年、2年でですね、大きく変わっていきけるものではない。こういう作物、生き物をですね、育てていく。それには、土地も要りますけれども、その、そのどの土地でもない。そこに合ったものをつくらなきゃいけないし、また、そのためには、品質のいいものをつくるためにはですね、その土づくりもしなきゃいけない。

また、その品質管理をするために育てていくですね、そのノウハウも要ります。そういうことで、その違ったものを、いろんな観点でね、そのよそのものと、特化できるようなもの、特別なブランド化ができるようなもの、これは、どことも、そういう方向を目指して研究はしているわけですけども、佐用町の中で、じゃあ、何ができるのか。じゃあ、どういう方向が必要なのかと言われた時に、まず、こういう方向でやれば、絶対成功できる。これが、正しい方向なんだと、成果が絶対上がるんだという、言いきれるもの、これはね、なかなか、本当にすぐに答えが、誰でも出せないと思います。

ただ、今までの農業のやり方、これまでやってきたこと、一生懸命、土地にね、この収益なり採算性を、あまり考えずいやってきたような農業を続けていけということは、これはもう、無理だということだけは、このことは、はっきり言えると思うんですね。

ですから今、国においても、先ほど言われるようにTPP参加すれば、非常に大きな打撃を受けるだろうと、心配もされます。

ただ、世界、今、それぞれの、たくさんの多くの国もですね、これはもう、物、農作物も輸出したり輸入したりですね、世界中に視野で、世界的な視野でですね、農業というのが、今、もう既に、展開をされているわけですね。だから、日本の国においても、やっぱり、そういう、その世界の今の経済の中で、どう、やっぱり生き残っていくかということ、を、やっぱり考えていかざるを得ないんだと思います。

ヨーロッパでね、一番よく、今、最近、例に出されますオランダなんかですね、国を挙げて、ああした集約農業に取り組んで、そのヨーロッパの野菜工場のようなですね、形

で、非常に大きな収益を上げてますよね。

まあ、T P Pというのは、関税を撤廃をしていくとかね、その貿易を自由化するということと同時に、ある意味では、規制緩和ですから、あらゆる企業がですね、農業なり、いろんな業種に参入できるということではないかなとも思いますし、既に、日本の国もですね、これまで、農業というのに対しては、農地法等で、農業者以外の、農地持っている人以外の農業というのは、規制が、かなりあったわけですけども、近年も、ドンドン、規制緩和がされてですね、今、全く、これまで農業に関係ない企業、また、農業作物を加工して、いろいろな食品を作っていたような会社が、直接ですね、農業に、それまでのノウハウと販売する力、そういう研究をする力を持ってですね、参入をしてきております。

最近もですね、佐用町におきましても、ある食品メーカーからですね、その農場、野菜工場なり、そういうものの大規模なものをですね、建設していく、そういうお話をですね、説明を、いっぺん協議をしたいんだというようなお話しもいただいております。

そういうところの資料見ますとですね、本当に農業というのも、先ほど言われた、大胆な、これ改革というね、日本の農業も、そういう時代に来ているのかなと。これは、そのことが、本当にいいのかどうかというのは、また、別問題なんですけども、大規模な、やっぱり大きな資本によってですね、非常に計画的な企業としての企業化をされた中で、そこにやっぱり農業ですから、どうしてもたくさんの人が、やっぱり必要です。そういうものが、佐用町の、例えば、交通の、非常に道路とか、鉄道なんか整備された中で、都市にも、非常に交通機関としても近いし、そういう立地条件としてですね、佐用町の土地を、十分活かせるところが、私は、あるんじゃないかなということも、今、考えているところ です。

そういうふうに、町独自だけで物事を考えるというのではなくってね、これからは、そういう、いろんな情報と同時に、しっかりと、そういう機関、いろんな民間事業者、また、研究機関、いろいろなところと、ただ単なる情報だけを得るんじゃなくて、町が、しっかりと、そういうところと手をつないでですね、協力関係を構築しながら、やはり新しい農業を目指す、事業を目指していくという、こういうことが、必要ではないかなと思います。

これまでは、どうしても、いろんな情報が入ってきますけどもね、町が、独自に、そこに一緒に入っていくって、一緒に、そういう、その事業を、展開するというのは、やっぱり行政の性格上、なかなか難しい点があるわけですけども、ただ、最終的に、全部町が、そういう経営をするんじゃなくてね、私は、やっぱり、そういう道筋を、やっぱりつくりながら、そこで、新しい事業、事業化によって、経営者、新しい事業者が生まれてくるような取り組みが必要ではないかなというふうに思っております。

ただ、具体的にね、きちっとした答弁はできませんけれども、私の、今の思いと言いますか、それをお話させていただくしかないんですけども。答弁にはなりませんけれども、よろしくお願いします。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 町長のおっしゃることも、理解はできるんですけどね、町長の性格だろかな、固いところは、固いというんかね、ちょっと冒険しようかというような気はないみたいな気がするんですけども。

今、信長が、織田信長が、何で、明智光秀にやられたんかというような話も出てきてま

すしね、先ほどのテレビ等では、天武天皇が、ちょうど奈良におられる時に、伊勢のほうへ行かれたらしいんですよね。どこの土地が、ええかな。お宮建てるのにいうようなことに、じゃあ、その天岩戸のところで、天照大神にお会いしましてね、きれいな人だったらいいですけども、それをこう、その時に、稲穂を渡されて、これからは、狩り仕事では、もう人間は生きていけない。農業を、ずっと土地を広げてやっていけというようなことで、天武天皇に渡されて、それで、天武天皇が、あれ何か、何かの戦争で、天申の乱、何か、その戦いでね、勝ってね、勝利して、それで、京都へ、また、遷都して、その時に、田んぼを、ドンドン、ドンドン耕作していけというようなことで、広めていったそうです。

その後、奥さんの、いっつも一緒になって協力しよったんですけれども、天皇が亡くなった後、また、自分、持統天皇がね、自分が天皇を名乗って、それを、ドンドンもう、日本全国に開拓していったと。

大和時代から、日本という国を、その頃に出てきたんじゃないかなというふうに話がされておりました。

やはり、この農業というものは、約 1,300 年ほど前になるんですかね。大和時代というたら。そういうところから、米づくりということを大事にしてきたんですけれども、それが、さっきも質問でいったんですけれども、終戦の時、ちょっと過ぎぐらいまではよかったんですけれども、朝鮮戦争が、昭和 25 年ですか、勃発して、僕らが、姫路へ行って、ヒロボン買うてこいていうさかいに、ヒロボン買いにいったら、もう駅からこう、海が見えよったんやね。もう、ほとんど家が焼かれてもて。そういった中で、工場が、ドンドン建ちだし、個人の家が、ドンドンできだすと。そうすると、これは、労力が、ごつつう出ていったわけで、初めは、三日月のほうでも、村芝居され、歌歌ったり、ばくちみたなことしたり、もう悪いことばかりしとったんやけど、そっちのほうへ、ドンドンと働きに出だしたと。

まあ、今、知ってないかも知らんけども、この姫新線に乗っていくんでも、300 万人なんてもんじゃなかったと思いますよ。もう 6 両編成の貨車が満杯で、デッキにぶら下がってでも、屋根にこう、こないして出ていくような、もう満杯のような状態で、工場や建物のほうへ行っておられましたよ。

そして、雇用が、ドンドン経済発展をしてきたわけなんですけれども、このままでは、米で食べるということについてね、いくらお金がなくても、住むとこと、食料があれば、人間は、これ生きていけるわけなんですよね。その弥生時代のようなことを考えれば。今は、ちょっとぜいたくになり過ぎとんなんですけれども、そういったこと、観点から考えると、やはり、この農業というものは、大事にしていかないと、日本、今何か、自給率 28 パーセントですか、そんなもんやね、ちょっと分からないんですけど、前は、30 パーセントぐらいいいよったんやけれども、また、下がったようなんです。

だから、中国も、何か、随分と野菜がとれなくなったり、いろんながとれなくなっておると、アメリカなんかも、そういうような状況になってきておる。

これ T P P になって、米 1 俵買ったって、3,000 円か 4,000 円ですよ。アメリカの米だったら。日本のやつは、1 万 5,000 円か 6,000 円するでしょう。

これだけ物価が、あっちやこっち高くなって生活しにくかったら、そういうところへ、日本人でも、手出すかも分からんわね。そしたら、また、減反、減反で、米余り何だかんだいうふうなことになってくる。

T P P になったら、自分で自分の首絞めるようなことになるんじゃないかとは、僕、思うんですよ。

だから、それに負けないようにするには、やはり、他町とでも、同じようなことしよってはあかん。やっぱり、庵途町長が、もう先頭に立ってね、三日月町のセールスマンみ

たいになって、そのまんま東じゃないけども、セールスマンになってね、販路や何とか、いろんなことを考えて、何とかこう、自分の知識を入れて、一生懸命基盤づくりに励んでいただきたいと、そういうふうに思うんですけども、どうでしょうか。

ハハ、ハハ、難しいですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私がね、精一杯、いろいろと走り回っても、それは、限界が、できることは、わずかですけども、しかし、先ほど言いましたように、総勢、大きく時代が変わっております。

ただ、その中で、農業というのは、農作物、食糧の生産、これはやはり、国においてもですね、これは、一番、基礎的なですね、この産業であり、また、その時代、時代のもので、この産業としてはですね、これを維持して、これを守っていかなきゃいけない。これは、国の存続にかかわるですね、大変大きな課題なんだということ、このことは、国も十分分かっていると思うんですね。

ですから、そういう中で、今の、この時代の中で、どういう農業を、今後、展開していくか。それは、先ほど、少し、方向性は、私なりに、いろんな意見があると思いますけれども、私なりに、そういう新しい農業として考えていくところは、考えていかなきゃいけないという、そういう認識は持っております。

米の生産についてもね、確かに、効率が、生産コストが非常に高いと。だけど、品質の面では、非常にいいと。でも、じゃあ、その品質だけで、それが、それいつまでも、それが維持できるかという、そういう中で、今回、今、町内でもですね、農地の集約化、担い手をつくり、規模の拡大もできるところは、やっぱりやっていかなきゃいけない。そういうことも進めながらですね、そういう規模だけではない、少量、少ない生産の中で、小規模の中でもやっていけるようなものがないかという研究、取り組み、これもまた、一方では必要ではないかなと思っております。

まあ、できるだけ、職員、皆、いろいろと問題意識と意欲を持ってですね、研究をしながら、また、町民の皆さんにも意欲を持っていただけるようなですね、ことを、伝えていって、そういう皆さんに参加して取り組んでいただけるような取り組みをしていきたいなと思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 本当に最後、最後の答弁で、留飲が下がるような答弁をしていただきまして、ありがとうございました。

ぜひ、そういった気持ちで取り組んでいていただきたいことを希望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 新田俊一君の発言は、終わりました。

ここで、お諮りします。昼食等のため、午後 1 時まで休憩したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。そのように決めます。

午前 1 1 時 3 7 分 休憩

午後 0 1 時 0 0 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。
続いて、4 番、敏森正勝君の発言を許可いたします。

〔4 番 敏森正勝君 登壇〕

4 番（敏森正勝君） 4 番議席の敏森でございます。

次回、町長選挙出馬予定はということに題しまして、伺いたいと思います。

先ほど、新田議員から一言、話ございましたが、自分なりの質問をさせていただきたいというふうに思います。

旧 4 町が合併して約 8 年、広範囲の地域における考え方や地理的条件も違い、範囲が広ければ同じことであっても必要なのところもあれば、必要でない地域もあり、大変であることはいうまでもありません。

しかし、合併後、少しずつ取り戻し、安定した町行政になりつつあると思います。特に、台風 9 号災害による防災対策に力を入れ、河川の監視カメラをはじめ、無線による住民対応ができるよう町内全域に防災対策網をめぐらし、河川復旧も川の形状を変え、54 キロに及ぶ復旧工事も着々と進み、完成近くなっています。

これら全て、災害を意識した現れであり、住民を守り地域を守ることが第一であり、二度と、このような災害がないよう祈るものであります。

また、町民の利便を考え、行政組織の一体化が基本として庁舎増築計画もあり、夢を現実にする将来像が考えられており、安全・安心な佐用町を町民とともにつくっていかねければなりません。

さて、本年は選挙の年、知事選、参議院選挙をはじめ、町長選挙もある年であり、再度、挑戦する意向はあるか伺います。

出馬されるのであれば、将来の問題として、学校適正化をはじめ高齢化社会をどのようにして切り開いていこうと考えられているか伺います。

以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、敏森議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私の次期、秋に控えております選挙への出馬ということでもありますけれども、その前にですね、合併した今現在の状況なりの中からですね、私なりの気持ち、考えをお話しをさせていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

佐用郡4町の合併により、新佐用町が発足して、もうすぐ丸8年を迎えます。

合併特例法による優遇措置も、後2年で、以後、段階的に削減をされます。今、合併からの8年を振り返りますと、まず、合併そのものにおいても、合併に対する基本的な考え方の違いによって、合併の是非を問う住民投票を2回も実施される町もあり、非常に合併の実現ということについて、紆余曲折、そして、苦労があったというふうに、今、思い出しております。

しかし、それぞれの町民の良識ある判断によって、こうして合併が実現できたわけであります。

私は、当時、旧佐用町の町長であり、また、佐用郡の4町の佐用郡という、郡の町村会長としてですね、ますます少子高齢化が進み、また、人口が、そのことによって減少していき、町財政も非常に厳しさを増していくだろうという中で、それぞれの町を維持していくには、やっぱり合併は必要だということ。特に、この合併特例法による財政の優遇措置は、非常に大きなものがあるということと同時にですね、佐用郡4町が、当時、既に、長年、町民生活に関する基本的な行政サービスを佐用郡広域行政として共同処理をしていた実績から見ても、合併のメリットは、非常に大きいというふうに判断をして、佐用郡4町の合併を推進してきたところであります。

そして、こうして合併をしたからにはですね、合併の効果を十分に発揮し、新町の安定した行財政運営を確立し、行政サービス、また、住民福祉の向上を図る、その責任を果たすために、新町の町長選挙にも立候補し、町民の負託を受けて、今、2期目の町長を務めさせていただいているわけでございます。

まず、1期目の4年間に於いての最大の課題は、旧4町の町民みんなが融和して、することによって、安定した町運営を図り、新町の安定、また、行財政の安定の基礎を築くことが、第一の責務であったと考えております。

行政改革にも取り組み、また、職員の意識改革にも取り組みながら、広い町内の中で、町民の皆さんとの意思疎通を図ることによって、町の一体化に、まず、努めてまいりました。

その結果、ようやく新町として安定してきた矢先に、かつて経験したことのない、多くの尊い人命まで失う大水害に襲われて、新町は、大きな危機的な状況に突き落とされ、私も、町長としても、本当に大変大きな試練に立たされたわけであります。

遺族の方々はもちろん、多くの被災された方々は、大変苦しい、また、つらい思いをされ、私は、町長として、その思いを受け止め、あらゆる大きな責任を背負って、何としても、この危機を乗り越え、佐用町を復活させていかなければならないという覚悟を持って、この2期目の町長を務めさせていただき、町の復旧・復興に必死で取り組んできたところでございます。

そういう中で、町民の皆さんが、本当によく、一丸となって努力をしていただきました。また、国・県においても、予想以上の支援をいただいて、災害の復旧は、既に完了し、今、大規模な河川の改修工事や砂防工事、これも順調に進んでおります。

そういう中で、町民の皆さんの生活も落ち着きと安定を取り戻してきていただいたことは、大変、うれしいことだったというふうに喜んでおります。

また、この災害によってですね、町財政が、非常に大きな危機を迎えるんじゃないかなというふうに、心配をしましたがけれども、この町財政においても、災害以前以上のですね、財政状況を生み出すことができました。これは、やはり合併をしたことの大きな、やはり成果ではないかなと思っております。

もし、佐用町が、今のように4町が合併せずに、各、それぞれの町であったなら、なかなか、こういう状況にはならなかった。もっと、町が、非常に厳しい財政を強いられ、住

民サービス、住民福祉についても、かなりの問題を、支障を来してきたのではないかなというふうに思っております。

この、やはり佐用郡4町での合併は、これは、やはり結果見ても、正しい判断であったと、選択であったというふうに思っております。

こういう中であって、私も、その2期目の4年間の任期、もう残り少なくなってきたわけではありますが、当然、あと任期の間においては、その責任を全て全う、全力を挙げて全うしていきたいというふうに思っております。

しかし、町が抱えている課題は、非常に多い課題、これは、いつの時代にあっても、たくさんの課題があるわけではありますが、まずは、佐用町として、今、当面、何が今、大事かということになりますと、何をするにしてもですね、やはり、安定した行財政を維持していくということ。これはやはり、まず、なくてはならんことだと思っております。

合併特例期間もなくなる中でですね、その後を見据えた、将来とも持続できる安定した行財政運営を図ることによって、町民の安全・安心を維持し、暮らしを支えていく、そういう行政の、やっぱり改革、行革、行政改革、このことは、全てのことに優先しながら取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

その中で、まず、具体的には一つは、21年、この災害の災害復興、再び、あのような、つらい悲しい災害が、発生することのないように、災害を少しでも規模を、減災ができるようにですね、防災対策を進めていかなければなりませんし、その防災対策の柱であります、今、県で進めていただいております河川の大規模な改修、また、砂防ダム等の建設、これも、あと2年近くかかります。県だけにお願いをするのではなくて、やっぱり町が一体となってですね、計画どおり、これを完了をしていかなければならないと、これは、町にとっても、私にとっても、大きな責任があるというふうに思っております。

また、先ほども、一般質問でも、いろいろと今回でもありますけれども、子供たちの子育て、教育の環境について、教育委員会において、今、いろいろと地域の皆さんとの協議を進めながら、将来に向けてですね、その計画は進めていただいております。

その計画を受けてですね、町行政としても、やはり、この地域、例えば、学校がなくなり、また、保育所がなくなると。施設としては、そうした統合をしていかなければならない状況の中で、その施設、残された、必要となくなった施設、また、用地、それをいかにですね、地域の中で活用をし、元気な地域をつくっていくか。これは、やはり行政にとっても、大変大きな課題であり、責任があろうと思っております。

そのことについても、これから、この規模適正化の課題と並行してですね、進めていかなければなりません。

また、先ほどのご質問でも、新田議員からのご質問でもありました農業、林業の問題、こういう、本当に長年、いつの時代、ずっと大きな問題として、課題としてですね、存在しているわけですが、なかなか効果的な、具体的な解決策というのは見出せない中で、しかし、このままでは、もっともっと衰退をして、山も荒廃をして、また、これも大きな災害につながるという、非常に悪い状況が、ドンドン続いていきます。これを、何とかしてもですね、食い止めて、新しい方向を出していかなきゃいけない。

こういう、若い人たちがですね、自分たちの、この町の中で、意欲を持って、自分の生活設計の中で、取り組んでいける農業、林業、こういうことについてですね、何とか、その方向を探っていきたい。それも、町行政にとって、大変大きな課題であろうかと思っております。

一つ一つ挙げれば、本当にたくさんの課題が山積をしているわけがあります。これは、別に、今の時代だけではなくてね、いつの時代にあっても、そういう課題があるわけですが、しかし今、佐用町は特にですね、今、非常に、そういう重要な課題が、山積を

しているというふうに思っております。

そして、その課題をですね、時を逸せず、今、取り組んでいかなければならない、その時だというふうに、私は、考えております。

そういう状況の中で、町長の責任、町行政を推進していく上で、町長の責任は、非常に重いというふうに思います。

ただ、当然、それが私一人で全てができるわけではありませんし、私に、その力が、それだけあるというふうには思えません。それは、職員みんなが一緒になってですね、また、町民の皆さん、議会の皆さん一緒にですね、自分たちの町を、何とか将来に向けて、いい方向に向けていこうという、そういう安定したまちづくり、この中から、その方向を生み出していかなきゃいけないというふうに考えているところです。

そういうことで、今、その責任からですね、私は、逃げるわけにはいかないという覚悟を持っております。

多くの町民の皆さんから期待をしていただけるのであれば、この秋の町長選挙、3期目、私としては3期目として立候補をして、引き続いて、町の将来のために、また、発展のために、その礎となる覚悟は持っているということを申し上げまして、敏森議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

どうも、ありがとうございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 今までの経緯を話させていただきました。

そして、安定した行財政、元気な地域にするために逃げるわけにはいかないという状況でございます。

先ほどの答弁では、出馬意向があると解釈して、質問をさせていただきたいと思います。

その中で、2点か3点ほど話をさせていただきたいと思いますが、まず、一つにつきましては、学校教育については、教育長をはじめ、教育委員に教育行政の将来について、任せられていますが、最終的には、町長の決断が必要であります。地域によっては、それぞれ意見も違い、多種多様であることは、言うまでもありません。

特に、宍粟市教が管理者である三土中学校を、どう考えられているか。福元宍粟市長に変わりました。教育行政に詳しい市長であり、改めて、どの時点で方向を変えていくのか、うわさだけでなく、決まりをつけなければなりません。

双方の考えを、まとめていただきたいなというふうに思います。

生徒も不安定な気持ちで通学しているようでは、教育行政に問題がございます。そういった時点で、どういう方向に進めていくのか、よろしく願いをしたいなというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 三土中学校の現状、また、問題については、それぞれ、教育委員会のほうからもですね、説明があり、敏森議員も、その状況は、十分、ご認識いただいているところです。

ただ、先ほど、敏森議員もお話しのように、教育行政としては、教育委員会が責任を持たなければならないわけですが、この三土中学校は、特に、組合立、宍粟市と佐用

町、行政間で、この組合をつくってですね、運営を行っております。

そういう中で、現在の三土中学を、今、平成 27 年の 3 月には、閉じるという方向の話が進んでいるわけですが、それには、やはり手続的にもですね、行政的には、やっぱり、きちっとした手続きが必要であります。その問題については、当然、宍粟市と佐用町が、きちっとしっかりとですね、その協議をしていかなければなりませんし、これも早急に、私は、話をしなきゃいけないと思っております。

ただ、宍粟市でですね、今、市長が、選挙がありまして、新しい市長に変わられて、まだ、時間がたってません。なかなか、宍粟市のほうもですね、市長のほうも、十分時間、協議をする時間がとれないようでありますけれども、今、担当者のほうにですね、宍粟市と、そういう協議をする場、早急につくるように、その時間をつくるようにですね、調整するように指示をいたしております。

そういう中で、しっかりと宍粟市が管理者にもなっているわけですから、非常に責任ある、やっぱり話をさせていただかなければならないというふうに思っております。今の現状は、そういうことです。その中で、町としても、しっかりとすべきことは、言わせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 当然、三土中に在籍している校長をはじめ、教師は、どの時点で、生徒に閉校の話をすればいいか。短い期間では、生徒に戸惑いを感じさせてしまい、せめて 1 年以上の期間が必要とのことであります。

生徒の心の準備が短ければ定まらず、教師も不安定な気持ちでは、生徒に申し訳ないと感じるでございましょうし、生徒は、もちろんですけども、教師のことも考えてやらなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

まず、先般、この 4 月の 5 日に小倉宍粟教育長に来ていただいて、三土中学校についての経過報告を聞きました。その経過報告は、宍粟市が、勝手に計画報告をつくったものでなく、4 月 5 日の午前中までに、佐用町教育委員会とファックスでやり取りをしながらつくられており、午後 2 時から全議員が説明を受けております。

説明を受けた時、私は、何か、おかしい感じだなというふうに異変を感じました。

小倉教育長が説明したのは、宍粟市の教育長としてでなく、三土中の教育長であるがためであり、また、その席に、佐用町教委も出席して、間違っただけで報告をしているのであれば、その時、発言があつて当然だと思ひましたし、もう一つは、山崎西中へ土万の生徒が行くことになったのは、三土へ行っても通学補助をしているので、山崎西中へ行っても、同様に補助するのが筋であり、宍粟市教育委員会があつせんして、山西へ行かせたものではないというふうに思います。

説明の仕方によって、取り方が違います。自分の都合のよい方向に話を持って行つては、信用もないことになってしまうので、きちっとまとめて報告をしていただきたいなというふうに思います。

まあ、これだけではございませんが、どのような状況があろうとも、最終的には、管理者の判断によるものであるもので、地域の住民に納得のいく説明と閉校時期を決めていただきたいなというふうに思います。

特に、口先だけでなく、文書で住民に時期を通知することが大事なかなというふうに思います。

また、佐用町内の小中学校においても、地域に応じたの体制が違いますが、頂点は一つであり、表面だけでなく、土台をしっかりとしたもの仕上げていけるようお願いをしたいなというふうに思います。

それから、もう一つは、これから高齢化が進む中で、急病や交通事故が増え、救急車では間に合わない時があります。ヘリポートに変わる場所が、集落にあればよいのではないのでしょうか。救急指定ヘリポートとしての役目を果たすことができる場所を何カ所かつくるべきではないかなというふうに思いますが、その点は、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ヘリポートの話だけでよろしいでしょうか。

これは、既にですね、そういう救急搬送が必要な場合、救急ヘリの運行については、ご存知のように、西播磨、中播磨で一体的にですね、運行、運営をしているということで、町も参加しておりますし、佐用町のエリアは、全てカバーをしていただいております。

また、その県の救急ヘリだけでなくですね、これまで、お世話になっている岡山のですね、川崎医大の救急ヘリ、これについても、要請をすればですね、対応していただいております。

このヘリの発着については、今、お話しのように、そういう広場、十分なですね、その広さが要りますけれども、また、電線とか、そういうものの障害物がないということが前提になってきますけれども、町内でもですね、例えば、南光のスポーツセンター、グラウンドも着陸、発着できますし、また、中学校の、佐用中学校のようなところでもできますし、上月の中学校でもできると思います。

ただ、砂をね、巻き上げたり、いろいろと問題もあるんで、できるだけ、そういうところというのは、ある程度、指定されたところ、準備を、事前の準備ができる場所ということがね、必要かと思いますが、緊急の場合は、そういう対応ができますので、以前は、笹ヶ丘の旧久崎中学校のグラウンドも、何回も、あそこで発着をしていたわけですが、あそこは、ちょっと、今度、なくなりましたけどもね。

まあ、今、あるところで、新たにつくるということは、なかなかね、それだけの広場をつくるのは難しいでしょうけれども、それは、消防、救急のほうでですね、そういう場所というのは、事前に、きちっと把握はしておりますし、必要な場合には、要請をするということで、対応は可能でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4 番（敏森正勝君） 集落によっては、非常にこう、立地条件も違いますけれども、運動広場をつくっている箇所がございます。緊急用に明け渡し、ヘリポートとしての活用ができれば、救急車とともに連絡を取りながら、いち早く救急指定病院への搬送ができるのではないかなというふうに思います。

また、学校が廃校になれば、運動場が空きますので、そういったところにも考えていただいたらどうかというふうにも思います。

条件が整わなければ、整うようにするのが行政の立場でございますので、ぜひお願いを

したいなというふうに思いますが、先ほども、町長の話の中で、電線のないところというようにところもあるようでございますけれども、電線もそうですし、家の側でも具合が悪いだろうというふうにも思いますが、そういったところを省いたところで、一度、計画を組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、防災ヘリ運航連絡協議会負担金として、本年度は、75万4,000円予算化しているので活用すべきでありますし、年間では、町内へのヘリの出動回数も少ないのではないかなというふうにも思っておりますが、今後の高齢化に対する一躍を担うものと考えますので、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。

それから、もう1点でございますが、高齢化のために、先ほども出ておったと思うんですけども、農業も、今までとは違った営農を考えていかなければなりませんけれども、河川改修も予定されている箇所は、完成間近でありますけれども、千種川上流約16キロ程度は改修予定が、今のところ計画がないものと思いますので、要望を、国・県にお願いをしまして、佐用町全体の河川を安全・安心な河川にできるよう、今後の課題としていただきたいなというふうに思います。

まあ、これは、今、平松以前、以前と言うより上流側でございますけれども、そういった計画はあるのでしょうか、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 河川の、この改修計画というのは、それぞれ河川ごとにですね、県は、つくってあります。以前から、これはあります。

で、当然、今、今回、55キロにわたる区域で、こうした大規模な改修を行っていただいておりますけれども、それを行ってない場所もですね、その必要性は、当然あるわけで、その計画もございます。

ただ、今回のような緊急河道整備事業という形で、国のですね、この事業、一体的な、この緊急の事業としての認可ですね、これは、どこでもが受けれるわけではないわけで、通常の河川の改修事業というのは、年次計画的にですね、いわゆる、よく言えば年次計画的にやっていかなきゃいけないと。これまでも、千種川においてもなされてきたわけですが、それは、予算的に見てですね、非常に予算規模が小さいということで、年間、できる箇所というのは、非常に少なかったわけです。

当然、今回、今、行っている所というのは、特別な認可の中で、事業の中でですね、やっていただいておりますけれども、これは、早急に、この期間の中でですね、しっかりと完了させていくと同時に、引き続いてね、そういう計画を進めていただく要望は、これは、やっていかなきゃいけないと思っております。

ただ、以前にも、そういうことでやってきて、先ほど言ったように、少しずつやっている。実施されている、これは全国的な、やっぱり予算の配分の中でやって、国としてもやっておられますから、このような、一気な工事というのは、これは、ある意味では、今のところは、まず、難しいということは、これは十分に、お分かりいただいていることと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

4番（敏森正勝君） できるだけ、この河川に対しての不安もありますので、一つ、よろ

しくお願いをしたいなというふうに思います。

最後に、今後の佐用町の対策として、新しく計画をしなければならないのは、住んでよい安心の町を目指して、議員は、もちろんのことでございますけれども、町長はじめ、町職員は一丸となって、町民のために頑張っていただきたいなというふうに思います。

そのために、次の町長選挙には、引き続き出馬し、安定した政権と町運営をお願いをしたいなというふうに思います。

以上、簡単でございますけれども、意向を聞きましたので、質問を終わらせていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君の発言は終わりました。

続いて、7番、井上洋文君の発言を許可いたします。

〔7番 井上洋文君 登壇〕

7番（井上洋文君） 質問に移る前に、ちょっと訂正がございますので、訂正をさせていただきます。

①番の命を守る施策についてというところで、子ども救急救命士についてと書いておりますけれども、これは、子ども救命士、その一番最後のほうも、救急救命士を救命士と訂正をお願いいたします。

それでは、7番、公明党の井上洋文です。

先般、町長の力強い時を感じての決意を受け、今後に向けての質問をさせていただきます。

今回、私は、2点の質問を行います。

まず、第1点目は、命を守る施策について、お伺いいたします。

その第1としまして、子ども救命士についてお伺いいたします。

アメリカのシアトルで、高い救命率を支えているのは市民の救命講習の受講率の高さが、その背景にあるとの事例を参考に、山形県村山市は、小学校を対象にした子ども救命士プロジェクト事業を平成22年6月から始めております。

小学校の早いうちから子供たちに命の大切さを理解してもらうとともに、救急救命の知識を子供の時から身につけてもらい、将来大人になった時に役立てて、市民の救命率向上につなげたいというのが事業の目的と伺いました。

小学校3年、5年、6年生を対象に、消防本部の職員が応急手当や心肺蘇生法などを教えるカリキュラムを設け、全講座受講した子供を子ども救命士に認定するというものです。取り組みの具体的内容は、小学校の先生と連携して、消防署の職員が出前講座を実施する。時間も学年に合わせて、あまり長くすることなく、小学校の授業で取り入れてもらうように工夫をしています。

小学校3年生は、応急手当の目的と必要性。小学5年生は、簡単なけがの手当て、救急車の呼び方。小学校6年生は、心肺蘇生法、AEDの操作方法などを講習内容とし、修了者には、子ども救命士認定書を付与しています。

重要に思うのは、自分の命の大切さとともに、人の命を救う大切さを学ぶ、よい機会になると思います。

また、町民の救命に対する意識の向上につながるとはと思いますが、子ども救命士の取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

その2は、防災マップづくりの現況、災害時要援護者の避難支援の取り組みについて、お伺いいたします。

台風 9 号による豪雨で、死者 20 人の大惨事に見舞われた本町。当時、町の一時避難所は 15 カ所のうち、8 カ所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っていたことから、住民の災害時の対応や避難経路、避難場所の見直しが重要な課題と認識され、その当時ではめずらしい住民による集落単位の防災マップづくりを進め、要援護者の所在をマップに盛り込む作業を行い、全町的に意識の向上と対応の周知を行ってまいりました。

しかし、平成 15 年に個人情報の保護に関する法律が制定されており、なかなか町民の意識の点でも、要援護者の掌握については、慎重を期しておられるのが現状ではないでしょうか。

しかし、今後、ますます高齢化が進む本町においては、いざという時のために日頃からの見回り、声かけをしていく共助の仕組みづくりが必要と思われ、要援護者と支援を行う者との交流によって信頼回復をつなぎ、そして、このマップづくりが必要ではないかと思っています。

そこで、防災マップづくりの現況、要援護者の名簿作成による避難支援の取り組みは、どのようにされておられるか、お伺いいたします。

その 3 は、救急医療情報キット配布事業についてお伺いいたします。

高齢者、障害者、健康に不安のある人の安全、安心を確保するために、救急医療情報を詰めたカプセルを各家庭の冷蔵庫に保管しておき、救急時に救急隊員を介してその情報を医療機関等に伝える仕組みです。

このカプセルの中には、保険証のコピー、かかりつけ医や持病、血液型、緊急連絡先などの情報、また、薬剤情報、本人確認の写真等を入れておきます。

本町に設置の緊急通報システムと併用して対応することにより、さらに迅速化が図られ、適切な処置が行われること。また、親族にも、いち早く知らせることができると思います。

本町においても、ますます高齢化が進むと同時にひとり住まいの家庭が増えています。将来を見据えて、本事業の取り組みをお伺いいたします。以上です。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

命を守る施策として、今、いろんな事例や、いろいろと提案も含めてご質問をいただいたところですが、こういう状況、問題について、今、町が取り組んでいる状況を、まず、答弁させていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、子供の時から、自分の命の大切さとともに、人の命を救う尊さを学ぶことは、大変重要なことであると考えます。

現在、町内の小中学校においても、消防署や地域づくり協議会などと連携をして、地域防災力強化訓練事業に取り組んでいただいております。この訓練は平成 7 年 1 月 17 日の阪神淡路大震災を契機として取り組んできており、平成 22 年度からは水害も想定した訓練を実施をしております。平成 24 年度の参加者数は総数で 2,109 人であり、訓練内容としては、応急担架の作り方や水害時の避難、災害時要援護者避難誘導訓練、水害についての講話などが実施をされております。

また、平成 10 年度から、消防署の指導で、町内の 4 中学校と県立佐用高校において、救命講習の実施に取り組んできております。24 年度では、町内の中学校 3 年生 110 人が、佐用消防署の実施する 3 時間の普通救命講習を受けるとともに、佐用高校 2 年生の 210 人が 1 時間の救命講習を受講をしております。このほか、一般町民の方を対象に、9 月と 3

月に参加者を募集して、普通救命講習を実施しており、24年度は59人の方が受講されております。

このように佐用町では、小学生の頃から防災の意識や命を守る意識を醸成するため、さまざまな取り組みを進めている現状でございます。議員ご指摘の子ども救命士育成プロジェクト事業という事業名称ではございませんが、今後とも命の大切さを学ぶため、小中学校はもとより、佐用高校、西はりま消防本部佐用消防署や地域づくり協議会などと連携を深めて、さらに取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の防災マップづくりの現況、災害時要援護者の避難支援の取り組みについてというご質問でございますが、時間の経過とともに災害は風化していくという現実がございます。

町では、甚大な被害を受けた台風第9号災害を決して忘れず、その経験を踏まえ、今後あらゆる災害に対し強固な防災力を維持し高めていくことや災害の教訓を全国に発信すること、また、災害を風化させることなく後世へ継承していくことをビジョンとしております。

防災力を維持し高めていくためには、住民一人ひとり、自主防災組織、消防団、自治会等が減災を考えの基本として、災害は必ずやってくる、災害への対応には限界があることなど、現実を見つめ直し、災害が発生したらどのような事態になりうるか、何ができるのか、どのように行動すべきなのかを考え、災害に対して身の安全を第一に、積極的に災害に対処するため、地域の力を蓄えることが重要なことであると考えております。

そのために、井上議員がご指摘の防災マップづくりについても、身近な危険を知り、どう行動するかを考えることにつながり、防災意識の向上のため、非常に大事なことでありと考えております。

24年度には、自主防災組織説明会を協議会単位で実施し、防災マップを25年度中に作成していただくよう、お願いをしており、現在、既に10の自治会から提出いただいております。

また、24年度までに防災マップを作成した自治会は58集落、作成中の自治会が26集落で7割近くになっております。ただし、危険箇所がほとんどない自治会があることや、10戸以下の自治会など、3割程度の自治会では、防災マップづくりが、現実に進んでおりませんので、今後は、地域防災計画で記載する自主防災組織育成の重点地区として、自主防災組織を再編成する過程で防災マップづくりを支援していく必要があるというふうに考えております。

次に、災害時要援護者の避難支援の取り組みについてのご質問でございますが、平成23年6月に、自治会に佐用町災害時要援護者避難支援プランの説明等を行い、全自治会に佐用町災害時要援護者登録申請書兼個別計画書を配布いたしております。

災害時要援護者とは、災害時において適切な防災行動をとることが困難な人のことで、高齢者や障害者等が対象となります。

避難支援プランでは、緊急時に家族等の支援が受けられない可能性がある在宅の方、または第三者の支援がなければ避難できない在宅の方で、自治会によって取り組み状況は異なりますが、災害時要援護者の方のご理解と地域支援者のご協力により、平成25年3月末時点で79集落から提出をいただき、現在485名の登録となっております。

災害発生時において、災害時要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、自治会が中心となり避難訓練を実施し、災害時の情報の収集や情報の伝達、避難所への経路など地域支援者との協力関係をつくる必要があるというふうに考えております。

町といたしましては、避難支援を円滑に実施できるよう自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携し災害時の避難支援体制の整備を図ってま

いりたいと考えております。

最後に、救急医療情報キット配布事業ということについてでございますが、救急医療情報キットは、高齢者や障害者等の方が救急車を要請し病院へ搬送される際に、かかりつけ医療機関、病歴、服薬情報などの医療情報や緊急連絡先等を記入した用紙を専用の容器に入れ、冷蔵庫で保管しておき、救急隊員や医療機関に情報を提供し迅速に救急医療活動ができるようにするものでございます。

また、佐用町で設置しております緊急通報システムは、主に、ひとり暮らしの高齢者の方が急病・事故等により緊急に援助を必要とする場合に、緊急通報システムから緊急通報センター、これは消防署に通報し、地域の協力者で組織された支援体制により、迅速に援助・対応を行うものでございます。消防署では、緊急通報システム利用者登録カードにより、かかりつけ医療機関、主な病気、血液型、連絡先等の情報により救急時の活動に対応をいたしております。

なお、参考までに申し上げますと、現在の緊急通報システム設置件数は 541 台でございます。

緊急通報システムの利用者においては、利用者登録カードで一定の情報が把握できておりますが、設置者以外でひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の方につきましては、救急活動時における情報がなく医療機関等での情報収集となっております。

ご質問の本町に設置の緊急通報システムと併用して対応することにより、さらに迅速化が図られるのではないのでしょうかとのことでございますが、先ほども申し上げましたとおり緊急通報システムを設置すると同時に、質問されています救急医療情報キットと同じような内容を記入した利用者登録カードを消防署に保管をしておりますので、通報と同時に緊急通報システム設置者の情報が把握できており、現在のところでは、その対応が十分図られているというふうに考えております。

以上で、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） それでは、子ども救命士についてお伺いいたします。

先ほど、町長のほうから答弁ございました、この中学校等を主体にして、この心肺蘇生等もやっておられるということなんですけれども、この小学生だけでは、どういう、この救命についてのですね、授業、どのように取り入れられているか、もう一度、ちょっと詳しくお願いしたいんですけれども。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） それではですね、小学校につきましては 1 点、事業名をね、救命講習という形で、通常のけがの応急手当と、保健体育の授業で、これは全小学校がやっています。

で、消防署がね、中学校と同じように、講師を派遣して、消防職員が来て、そこで講習するというのは、中学校が当然やっているんですけれども、小学校についても、今年で言いますと、全部じゃないんですけれどね、日程で、江川と久崎と徳久と三河小、これは、消

消防署の職員が来て、応急手当とか、そういう講習をするわけですけども、ただ、今の消防署の職員と協議する中で、AEDですね、心肺蘇生、これにつきましては、小学校じゃ、ちょっと早いんじゃないかということで、小学校の子に対してはですね、そのAEDの操作までは、今の消防署の職員としてはね、講習はやってないという状況でございます。

以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） これ、この授業については、特にですね、そのAEDについて、今、言われたような、やはり小学校5年生ぐらいまでは、これ、押さえるということに対して、やっぱり抵抗があるということなんですけれども、この小学校6年生にですね、この心肺蘇生、このAEDということなんですけれども、これ模型を使ってですね、そして、講習をやっていると。

それで、早い時期から、やはり、このようにしてですね、特に、AED、この本町においてもAEDが至るところで設置されておるわけなんですけれども、この大人と一緒にのですね、時にはいいんですけども、子供だけおるような、そういう公共施設にも、AEDが、相当設置されております。そういう意味からしても、このAEDは早いうちから、子供だけが、やはり遊んでいる、そういう施設等にですね、もしものことがあった時に、いち早く、駆けつけれるという、そういう面からしてもですね、小学校6年生ぐらいから、やはり、この心肺蘇生、ましてAEDの、この使い方をですね、やはり教えていくということは、必要でないか。

まして、こういう小学生の頃から、教えていくということは、これは、帰って、親にもですね、そういう話をし、ここは、模型を貸し出しもしているようならしいんですけども、そういうことで、家族そろって、そういうAEDの使い方等をですね、学んでいくということ、こういうことが大切ではないかと思うんですけど、そこらは、どうですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 確かに、井上議員、おっしゃるとおりですね、少しでも早い時期から、そういう興味、関心といいますか、命を大事にするとか、人のために尽くすとか、そういうことを身につけていく、これが非常に大事なことで、私も認識しております。

で、責任逃れではないんですけども、今までの心肺蘇生、それからAED、こういう講習につきましては、低学年については、まず、そういう操作方法、また、自分で心肺蘇生をするよりも、いち早く、大人を呼ぶ、周りの子供たちに緊急事態を告げて、救急車を呼ぶとか、そういうことをですね、中心に、消防署の指導を受けながら進めてまいりました。今後においても、体育の授業であるとか、総合学習だとか、学校行事等、いろんな形でですね、親を含めた、また、教職員も心肺蘇生、AEDの使用について、講習しているわけなんですけれども、今後、子供たちにつきましてはですね、消防署等、また、関係者とですね、十分協議をしながら、発達段階に応じた形でですね、進めていくよう考えていきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） もう 1 点だけお聞きしたんですけれども、これ、心肺蘇生、また、AED の講習というのはですね、これは、ここが僕、一番、みそだなと思ったところがあるんですけれども、その希望者にですね、希望者のみ、いろんな団体もあったり、また、学校であったり、これもまあ、父兄ですね。父兄したり、いろんな団体、また、地域で、講習をやられておるんですけれども、これは、希望者のみの講習だと思うんですね。希望してされる講習だと思うんです。消防署へ来てやるという。

そうじゃなくして、町民がですね、希望者なく、全員、町民全てもいかなくても、その AED に対しての使い方とか認識をしていくというのは、やはり、この子供のね、頃から、そういう認識を与えておく。また、子供が帰って、そして、家庭でお話をするというようなことが、この AED についての、この認識を深くしていくんじゃないかと思うんですよ。

ですから、希望者だけが、今、講習をやっているというのが、現状じゃないかと思うんですよ。

そうであれば、一部の人だけということになるんで、そういう一番いいのは、やはり小学生の頃から、そういうふうにして、一人でも多くの町民が、そういう意識づけをしていくということが必要ではないかと思うんですけれども、そこらいかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 町民全体ということになれば、希望者ということになろうかと思いますが、今まで、小中学校で、こういう講習を行うには、学年単位とか、また、高学年を対象とか、また、中学生であれば、1 年生から 3 年生までを対象とか、そういう形でやっております。

それから、教職員につきましても、AED を佐用町内、各学校に配置した時に、全て講習を全員参加の講習をさせてもらいました。日程を決めて。

それから、その後の教職員の新しい先生方につきましては、県の研修会とか、そういう形でもしておりますし、中学校では、毎年、時期を見て、心肺蘇生と AED の操作方法を行っておると、そういうことが現状でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） まあ、中学校では、されているということなんですけど、この消防署へ行ってですね、中学校で講習されたりしているというのは、今、お聞きしましたけれども、特に、この一次救命処置という、この理論と実施ということに対して、やはり、この命の大切さを訴えていくということは、これは、ひいては、思いやりの心を自然に学びですね、いじめ等についても、やはり自分も大切にし、人の命も大切にすることなんです、少しでも早く低学年からということで、質問させていただいたんですけれども、そう

いう面について無理な点もあり、中学校を主体にしてですね、消防署等で講習もされているということなんで、その点、一つ大いにですね、やっていただきたいと、このように思います。

続きまして、防災マップづくりの現況と、災害時要援護者の避難支援の取り組みについてということなんですけども、これ、防災マップは、当時、佐用町、災害があった当時はですね、私たちも、同僚議員も、この防災マップについての質問を再三させていただいたわけなんですけども、相当まあ、進んでいるようでございますけれども、今回、私、質問させていただいたのは、特に、要援護者の方のですね、この災害時に、要援護者の方の、この避難、と言いますと、この災害の中でも、このまちうちで、2名のお年寄りの方が亡くなられたということを通じて、その当時も訴えさせていただいたんですけれども、今回、東日本大震災の教訓を踏まえてですね、今日の新聞に出てましたけども、行政の災害対策を強化する改正災害対策基本法が、昨日ですね、参議院で可決され、成立したというような新聞報道があったんですけれども、この大規模災害の時に、この、自力で避難することの難しい、今、言いましたお年寄りや障害者の方、要支援の必要な方なんですけれども、これは、名簿作成を市町村に義務づけたという、今までは、努力義務だったんですけれども、義務づけたというふうに載っておったんですけれども、この義務づけたということは、どんなんでしょう。

町長、これ、全部の方を、やはり掌握して、きちっとしたリストにし、町も、そして自治会長、民生委員等ぐらいがですね、共有していくというような、そういうことなんでしょうかね。どうでしょうね。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長「企画防災課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 県の地域防災計画の中でですね、そのような形で位置づけられたということでございます。

ただ、これまで佐用町が取り組んできておりましたのは、災害時要援護者というのは、自分で手を挙げていただいて、支援者を決めていただいて、早い段階で避難をしていただくということで、考えて進めてきております。

で、今回の地域防災計画の改定の中に、その旨が盛り込まれましたので、佐用町も、これから、それに向けて取り組みを進めていきたい。検討していきたいと考えております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） 前は、この個人情報の問題もあり、手挙げ方式というんですかね、自分から手を挙げて、そして、名簿に登録していくというようなやり方だったんですけれども、今後、それが全員の方を掌握していくということだったら、どういうやり方をされるんですかね。

この自治会長さんとか、民生委員さんが掌握していくという格好になるわけですか。町

が、全て掌握するということなんですか。そこら、どう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 町が把握しております、例えば、障害者の方であるとかね、そういう方をですね、把握するという形で、私は、捉えておるんですけども、ただ、その方々全部になりますとですね、5,000人以上の方になろうかというふうに考えております。

で、その中で、5,000人の方を、どうやって避難させるのかというのが、非常に問題があるかと思しますので、これは、やはり自主防災組織の考え方というのが、かなり必要になってくるのではないかというふうに思います。

で、自主防災組織というのは、やはり自分たちの命は、自分で守る。自分たちの地域は、自分たちで守るという、こういう意識の中で、どうやって、災害に対抗していくのかということで、考えなければ仕方がないというふうに考えておりますので、本当に自然災害というのは、なくすことができないというふうに思っております。

で、事前に備えることで、被害は、最小限に食い止めたい。こういう考えの中で、住民の皆さんのご理解とですね、ご協力を得られるように、われわれも推進、取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） まあ、分かったような分からんような答弁なんですけれども、これ、神戸市が、今年の4月条例化してですね、この今、言われたように、この集落においても段々とやっぱり高齢化していくと、要援護者の人が、要援護者を支援していくというような格好の集落も出てきているわけなんですけれども、神戸市が条例化したのは、そういう支援団体ですね、をつくって、そして支援団体と協定を結んでですね、そして要援護者を把握していくというような方法を取り入れておるわけなんですけれども、そういう方法しかですね、この集落ごとに、要支援者を支援していくという、災害があった時に、そこへ駆けつけていくというのは、これは、ちょっと無理な状況ではないかと思うんで、そこらを、どのように町として考えられておるんか。はい。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この要援護者をこう、把握していく上で、先ほども出てました、その個人情報との兼ね合いがあったわけですね。私も、今、そういう義務づけられたということを、お話し、私、ちょっと、そこまで、十分把握してなかったんですけども、じゃあ、そうなった時に、先ほど、井上議員もお話しのように、じゃあ、誰がどう、きちっと、それを把握して、ただ、把握しただけではない。それをいかに、これをちゃんと、援護していく体制をつくるのかということになるわけですね。

ですから、そのことは、神戸市のようなですね、都市部になると、一つの支援団体とか、その組織、いろんな団体の組織も大きい組織があるかもしれませんけれども、やはり、この佐用町のような、また集落が点在しているような状況の中ではね、確かに、各集落にお

いて、高齢化が進み、要援護者が、要援護者、援護、お互いに援護していかなきゃいけないというようなね、状況は、確かにあるんですけども、実際、そういう状況があるということは、また、その状況を、また、把握、行政としては、しておかなければならない。

ただ、地域の中で、やはり、基本的には、その時にね、援助して、また、支えて、援護者への、やはり誘導とか、避難とか、また、安否確認とかですね、それは、そういう、その特別団体というのは、なかなか難しいと思います。

また、行政においても、これはもう、言われているように、職員も限られた職員の中では、そういう一気に、全体が、そういう災害時のような中では、動くことは難しいということですから、これこそ、防災マップをつくっていく、今ね、取り組んでいる、一番大事なところ。地域の状況を、しっかりと自分たちで把握していただきながらね、100パーセントはできなくっても、少しでも、そのことが把握し、減災、被害を少なくしようという、この取り組みを、これを少しでも進めていくということ、これしかないのではないかなということ、思います。

で、その要援護者の把握、名簿について、このへんが、義務づけられたという中でね、こういうことについては、個人情報保護条例との中の兼ね合いの中で、行政に権限が与えられて、こういう方がおられますと。この地域にはこうですということを、やっぱり地域の役員の方、自治会長、また、民生委員の方、そういう方には、きちっとやっぱり知らせて、名簿をお渡ししてですね、今その、新しい物を更新していくというね、こういうことが、必要だと思いますし、そのことがね、この今回の改定の中でね、しっかりとできるのかどうか、ここはちょっと、今、私は、確認を後からさせていただきますけれども、今のところ、その保護条例との関係というのがね、分かりませんが、基本的には、そういう方法で、行政としては、やっぱり取り組んでいかなきゃいけないだろうと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） 分かりました。

確かに、そうだと思います。個人情報の件で、引っかかってくるわけなんですけれども、これ、個人情報、個人情報いうても、小さな集落、民生委員も変わっていくし、それから、自治会長さんも、次々、次々、変わっていく。2年ごとに、個人情報、全部、その集落漏れてしまっているというような、そういうような状況が現実なんで、今、町長言われたように、ここにも載っているんですけども、神戸市に載ってる、さらなる高齢化に伴い、誰もが要援護者になり得ることを踏まえ、住みなれた地域で、安心して住み続けられる共助の仕組みが必要になっていると。そのためには、日ごろの見守りや、支えをもとにした災害時要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であるという、先ほど、町長言われたことと、全く一緒のことが、ここへ載っているわけなんですけれども、そういう方法でですね、掌握をしていくことしか、方法はないんじゃないかと思うんで、町長、その点、また、この日ごろのつき合いや活動が防災・減災につながる地域の取り組みが期待されるということなんで、そこを、どのようにしていくかというようなことを、これから、考えられて、きちっとした援護者の掌握をマップでしてというのは、それは、全然、使いようがないことになってくるんじゃないかと思うんで、地域で、そういうような信頼の輪を広げていくという、普段の交流をしていくというような方法をですね、町としても考えられていただいたらええんじゃないかと思うんですけども。はい。

議長（西岡 正君） はい。

7 番（井上洋文君） ほな、これの、まあ、ほんなら、もういっぺん、町長、決意みたいなん。答弁もらえたら。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） いや、やっぱり、地域の、そのね、佐用町のような、集落が点在している、いわば過疎地域がいっぱい抱えている中での考え方というのは、やはり、これは、全てのところでも一緒なんですけども、基本ですけども、地域の絆を、いわゆる日ごろから、しっかりとしていくということ。最終的には、これに尽きると思いますので、これはもう、地域づくり協議会での活動というのもですね、こういうことを一つの大きなね、目的として活動いただいておりますのでね、こういう活動を町としてもですね、地域と一緒にって取り組んでいきたいとします。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） それでは、3 点目の救急医療情報キット配布事業についてということなんですけれども、これ今、何件言われましたかね、全部で 541 台が入っているということなんですけれども、これ、該当するですね、該当するといっても、所得なんかも関係がしてくるわけなんですけれども、該当する、その高齢者というのは、だいたい町内、何人ぐらい、今、いらっしゃるわけですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 緊急通報システムにつきましては、町の条例と規則に応じて、それぞれ年齢等を、それから条件等を提起しております。

まず、在宅で、ひとり暮らしの老人の方。なおかつ原則利用者 1 人に対して 3 人の近隣の方の協力者、協力者を定めております。

で、今度、年齢にいきますと施行規則でうたっておるんですが、老夫婦共に 70 歳以上の世帯の方。また、老夫婦合わせて 140 歳以上。また、単独の場合でしたら、65 歳以上の老人と重度心身障害者と同居している世帯。65 歳以上の老夫婦で、集落から概ね 500 メートル以上離れた場所に居住されている方というような条件になっております。

なお、今、議員が言われたように、じゃあ、絶対数がいくらということは、現在、ちょっと調べておりませんが、そういった条件の中で、緊急の、今回のシステムは、対象者になっているというような状況でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） これは、課長、定期的にですね、その情報等についての書きかえというんですか、そういうふうなことは、やっぱりされているわけですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 緊急通報システムの利用者の登録のカード言いますのは、町と消防署等が管理をしておるわけなんですけど、先ほども説明、答弁の中に説明がありましたように、当然、住所、生年月日、それから所管の警察、まあこれは、佐用警察なんですけど、電話番号、血液型と、それから、特に、更新をしないといけないのは、主な病気関係でございますね。それから、かかりつけの医療機関、それから、当然、連絡先等をカードには明記しておりますので、連絡先等が変更になれば、その都度、更新をしていただくというような形で、登録カードのほうは、必要に応じて、随時、更新をしていただくというふうな形になってます。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） その内容は、私も掌握しておるんです。
そうやなしに、それを現実にできているかということをお聞きしよんですけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） できているものと、私は、思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） それを言われてしまったら、次の話ができないんですけどね、これ、なかなかね、書きかえたりするというようなことは、なかなかできないんじゃないかと思うんですね。掌握が。

それで、この私、質問させていただいたんは、これ、緊急、キット配布事業というのは、この西播磨でも、このたつのや宍粟や、そして相生なんかもやっているわけなんですよ。

それで、私、佐用町は、緊急通報システムをやっているからということで、前は、質問させていただいた時に、そういう話が、消防長のほうから答弁ありましたので、それならいいなということで、引っ込んだんですけども、現実的には、それは、なかなかですね、この書かえがなかなか難しいというのが現状じゃないかと思うんですよ。

で、このキットというのは、この筒の中に、今、言われたような情報を入れておいて、冷蔵庫に入れておくんですけども、この宍粟市なんかについても、やはり同じように、

この緊急通報システムを行っているんですけれども、そうやなしに、そのキットの中に、自分がですね、いろんな情報を、その都度、やっぱり書きかえていっているわけですね。病院も、かかりつけの医者も変わったら、すぐ書きかえていく、それから連絡先も固定したものやない。変わっていく。そういうのを、その都度、やっぱり書きかえていっているわけです。自分がやるわけなんですよね。

金額的にも、安い物ですし、これは、今回、やっぱり消防、合併しましたわね、そういうことからしても、消防署員が駆けつけてですね、すぐに冷蔵庫の中開けて、それが、分かるようなシステムを、ほとんどの市町がやっているのに、佐用町だけやってなかったら、そのことに対して遅れないかということを、私は、言いよるわけですよ。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 先ほどのカードにつきましては、私の認識では更新をしていると、いただいているという認識でございました。

先ほど、議員が言われましたように、このキッドにつきましても、当然、薬の関係とか、病院の関係で、更新等が必要になってきておるかと思います。

で、そういったことで、確かに、相生市、それから、たつの市、宍粟市のほうでも、年齢制限とかね、いろいろ条件はあるようですが、キットのほうの、希望による申し込み配布は、しておるように、私のほうも聞いております。

その中で、今回のご質問の中で、今回のうちのシステムとの併用によって迅速が、さらに図られるのではないかなという、ご質問でなかったかと思います。そういう内容だったと思いますので、私どもとしては、その内容的なものは、緊急通報システムの中で、それも希望の方に、そういうシステムを設置しまして、なおかつ通報があり次第、もう既に、その段階で、お家に行く前には、既に、消防署、または、その通報があった方には、既に、その個人の方の情報は既に持つておるという中で、いち早く対応ができていくというふうな、このシステムに関しては認識をしておるということでございます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） やはりね、これは個人、それぞれの方の、やはり、そういう自分の体に対して不安を持たれたり、また、そういう緊急の場合に、安全をもっとしておきたいという希望もあり、そういうことを受けて、それをうまく、そのどうですか、医療や、この緊急時のね、対策に使っていくということなんで、別に、今、二重になっても、それは、再度重なったことであっても、それはいいわけで、それは個人の希望でやればいいことだと思うんですね。

で、それをできるシステムを町として提供するというのを、井上議員からの提案をいただいている話なんで、強制的にね、これを書きなさいとか、これをしなさいということでもない。

また、それがあればいいし、なかった時には、なかった時で、それは、個人の選択でされるので、でも、そういう時に、救急、今、広域消防になって、消防隊への、今後、異動も、ドンドン変わってきますし、佐用町、西はりま広域消防としてもですね、まず、ひと

り暮らしのような時に倒れられたような事態があった時にですね、行って、冷蔵庫開けて、そういう物があるか、ないか、パッと確認するというようなね、それが、あれば、正常に、有効に使えるということで、なければならないで、また、その時の対応を、その場でしていかなきゃいけないということなんで、それは、私は、研究いうんか、実施したらいいことではないかなということは思いますのでね、同じような、多分、様式、規格の物で対応しているのではないかと思うんで、このキット、キットということで、私も実際には見たこと、申し訳ない見たことないんですけども、それは、すぐ手に入る物だろうと思いますし、西はりまなら、西はりまで、これも統一した物をね、できるだけ採用することによって、有効に活用ができればと思いますから、これは、検討させます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） ぜひとも、検討していただきたい。

一番最初の、私、このキットについて質問させていただいた時にはね、私、持ってきて、持ってきてお見せしたんですけれども、そういう物ありますので、金額的にも、それほど大した金額ではありませんし、佐用町のしているということが悪いということじゃないんですけれども、今、町長、答弁ありましたように、これ見たら、所得によって、やっぱり貸し出し、緊急通報システム貸し出すのに、やっぱりお金も要るし、限定された人なんで、やはり町民の方にね、希望者に全て、やっぱり貸し出す。宍粟市は、限定されてないんです。全ての方に、希望があれば貸し出すという、与えるという格好でされてますので、ひとつ、検討ひとつよろしくお願いします。

それでは、これは、前向きな姿勢で、町長、取り組んでいただけますので、ありがとうございます。

2 点目の質問に移らせていただきます。

鳥取自動車道全線開通による誘客対策についてお伺いいたします。

国の直轄道路である鳥取自動車道が開通し、佐用は通過地点と心配しておりましたが、鳥取方面からの通行料金無料、最終地点ということも幸いし、道の駅ひらふくでもお客が増えているとのこと。今後、団体、個人の誘客対策について、また、観光、特産品のPR についての考えをお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2 点目の鳥取自動車道全線開通による誘客対策はということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成 22 年 3 月の鳥取自動車道一部開通以降、道の駅宿場町ひらふくの経営状況は、開通前年の平成 21 年度と比べましたら平成 24 年度の売上げ収入が 23 パーセント以上も減少し、レジ利用者につきましても 20 パーセントの減少と、大変厳しい経営状況となっております。

町としましては、平成 20 年度から平成 21 年度にかけまして、ひらふく道の駅の第 2 駐車場整備及び屋外販売コーナー新設等機能アップ事業、また、宿場町ひらふく総合案内板の整備や宿場町をイメージしたちょうちんの購入などの施設整備を行い、平成 22 年度に

は、鳥取自動車道沿いに、宿場町ひらふく案内看板の設置、また、ちょうちんのやぐら改修など鳥取自動車道開通に対するインフラ整備等も実施をして対応を図っていたところでもあります。

また、平成 22 年には、国土交通省鳥取河川国道事務所を事務局とした鳥取自動車道の有効活用に関する検討委員会が設立をされ、兵庫・岡山・鳥取の 3 県をはじめ、関係市町村等が参画して鳥取自動車道の利活用についての検討を行った結果、全国的な先進事例といたしまして、高速道路である鳥取自動車道の敷地内に、沿線の道の駅の誘導案内看板などが設置をされております。

現在では、鳥取道利活用推進協議会と、その名を改めまして、鳥取自動車道沿線地域の活性化に向けた協議を行っております。

また、平成 22 年の開通に伴い、兵庫・岡山・鳥取にまたがる旧因幡街道沿いの関係市町と共に全国街道交流会議に参加し、その地域組織としての因幡街道交流会議も発足され、東京日本橋におきまして、因幡街道展や特産品キャンペーン等が開催され、佐用町の P R も行ってきたところでございます。

平成 23 年度からは、鳥取市で行われております観光イベントへ、佐用町の観光イメージキャラクターおさよんの参加、また、平成 24 年度におきましては、智頭町で開催をされておりました、智頭急行株式会社が主催されています駅まつりを、佐用町大収穫祭と共催するなどの取り組みも行っており、今年度は、鳥取市におきまして、全国都市緑化とっとりフェアが開催をされますので、観光及び特産品キャンペーンを行うべく参加を予定をしております。

また、平福におきましては、川端風景に配慮した石積みによる河川改修工事や、それに伴う遊歩道整備も計画をされており、地域住民の参画によりますワークショップ等により、その有効活用が協議されており、町といたしましても、県による整備と調整をとりながら案内看板の整備も計画をして、魅力ある歴史景観地域として集客に努めていきたいと考えております。

町観光協会におきましても、平成 24 年度に観光協会独自のホームページを立ち上げていますので、今後は、より詳しく魅力的な観光情報の発信にも取り組んでいただきたいと考えております。

このように、鳥取自動車道の開通に関連し、ハード、ソフト両面から様々な事業に取り組んでいるところでございますが、今後におきましても、本町単独での P R はもとより、鳥取自動車道関連地域間における協力体制を強化することにより、沿線地域として集客の向上を図ることが重要であるというふうに考えております。

特産品につきましても、鹿肉や佐用地鶏を利用した特産品開発や販路拡大へ向けた取り組みへの支援をはじめ、もち大豆やひまわり、そばなどを利用した地域の個性ある農産加工品の P R 等にも取り組んでいるところでございますが、今後におきましても、各農産物加工所及び直売所と行政の連携をより、行政との連携を一層に深めて、特産品の宣伝普及に取り組む必要があるというふうに考えております。

従来の佐用町 P R につきましては、京阪神方面を意識した取り組みでございましたが、今後におきましては、鳥取・島根方面をも意識した観光 P R を実施することにより、山陰地域からの誘客にも力を入れていく必要があるというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） はい、ありがとうございました。

今回、鳥取道開通したということ、私も、この町内の上月の駅やら、この味わいの里をずっと回らせていただいたんですけれども、あまりほかのとはですね、影響がなく、客もですね、岡山県方面とか、また、四国のほう、三日月の味わいの里等なんかについては、四国のほうから団体が来たというような、そういうようなことも話されておったんですけれども、今回、こういうようにして開通した以上はですね、町内ずっと、その観光客が巡回するようなですね、方法も検討されたらええんじゃないかと思います。

それと、もう 1 点、こういうチラシが、道の駅に入っていたんですけれども、これは、八頭と、河原と、西栗倉と佐用と、こういう道の駅をですね、連携して、そしてやろうということで、計画練られたんですけれども、これは、かわはらの道の駅がやられたように聞いているんですけれども、こういうこともですね、いち早く佐用町がですね、こういうことを計画して、これ、つくられたところが、一番メリットがあるようなね、チラシの作り方されておるんで、やはり当然だと思うんで、いち早く、やはり佐用もですね、こういうこともやられて連携を取りながらやっていくということも必要じゃないかと思います。

先般も商工会の総代会の時に、私もちょっと、言わしていただいたんですけれども、こらの宣伝をですね、ちょうど、局長、県民局長お見えになってまして、この鳥取県のほうにも、これから宣伝してくれるような話を、ちょろっとされてましたんで、町としましても、今、町長決意ありましたように、鳥取県や島根県についてのですね、そういう誘客をやっていただきたいと、このように思います。

先般、特産品の開発については、私、質問させていただきましたんで、今度は、そういう PR についてのですね、力を、今後、入れていただきたいと、このように要望しまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の発言は終わりました。

ここで、しばらく休憩したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、異議なしと認めます。

再開を、午後 2 時 45 分といたします。

午後 0 2 時 3 0 分 休憩

午後 0 2 時 4 5 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、5 番、金谷英志君の発言を許可いたします。

〔5 番 金谷英志君 登壇〕

5 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、第 1 番目に支所機能の強化を求めて質問いたします。

新町合併協定書では、新町における事務・機構及び組織体制の整備方針として、住民福祉の一層の向上を目指して、①住民サービスが低下しないように充分配慮する。②住民にわ

かりやすく、利用しやすい組織・機構とする。③住民の声を適切に反映できる組織・機構とする。④各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。⑤簡素で効率的な組織・機構とする。⑥専門的な業務分担により、職員の資質と業務効率の向上が図れる組織・機構とするとしています。

また、合併協議会の中で意見に、合併の目的は、行政の効率化という文言が概要版に多く表示されているが、辺地が切り捨てられず、辺地に光が当たる新町になるよう要望する。効率化より、あたたかい心など切捨てや置き去りがないようお願いしたいとあり、回答には、周辺部分が取り残されることのないよう充分配慮します。そのため、支所に地域振興課を設置し、地域自治組織をつくり、住民の皆さんとともに地域づくりに取り組んでいきたいと考えていますと答えています。そこで伺います。

1、庁舎増築による課の配置がえは、一概に支所の弱体化とは言えないが、合併協定書の整備方針に沿った職員の事務分掌や配置の見直しなど、支所機能の強化を図るべきではないか。

町長の見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員からの支所機能の強化を求めるということで、庁舎増築による課の配置がえは、一概に支所の弱体化とは言えないが、合併協定書の整備方針に沿った職員の事務分掌や配置の見直しなど、支所機能の強化を図るべきではないかということへのご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

ご案内のように、町では、本年度、佐用町の役場本庁舎の増築に取りかかります。3月議会でご承認いただきました約11億の庁舎整備事業費で役場本庁舎を増築、整備し、分散配置をしております部署を集約し、住民サービスの向上を図ることといたしております。

この庁舎のあり方につきましては、平成17年5月25日開催の第16回佐用町・上月町・南光町・三日月町合併協議会において次の三つの基本方針が確認をされております。

まず、1点目は、本庁舎の規模に合わせ、できる限り課を集約する。

次、2点目は、集約できない課等については、当面の間、支所に分散をして配置をする。

3点目といたしまして、最終的な本庁舎方式は、職員定員の適正化計画等により理想的な職員配置、段階的に組織体制の移行を考える中で、庁舎整備を最終的に検討するとされております。

また、新町の事務組織及び機構については、金谷議員が言われました、新町における事務組織・機構及び組織体制の整備方針に基づき、今日まで取り組んできたところであります。

このうち、職員の定員適正化計画では、合併直後の平成17年10月の職員数414名を、目標年次の平成22年度で379名に、平成22年度からの第2次定員適正化計画では、目標年次の平成26年度の333名を設定をして取り組んできたところであります。実際には、消防業務が西はりま消防組合に移行したことによる42名の減員や、退職勧奨による早期退職等により、平成25年度当初で286名の職員数で、合併後128名の減員となっております。

地方交付税の一本算定化後の財政運営を視野に入れ、職員数の推移を見つつ、組織体制を見直し、簡素で効率的な組織・機構となるよう目指しているところであります。

このたびの庁舎整備では、合併当初支所等に配置していた課及び室を集約することとい

たしております。

業務内容によりましては、まず、支所で対応し、その後、本庁に引き継ぐなど、町民の皆様にご不便をおかけしておりました二重行政を解消することもできるように、本庁と支所の業務を見直し、これまでもご説明申し上げてますように、支所・出張所においては窓口業務を主として住民サービスに対応したいというふうに考えておりますので、ひとつご理解をいただきますように、お願いを申し上げます。

以上、この件につきましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） まず、最初に挙げました、その協定書にあるサービスが低下しない。それから、わかりやすい、利用しやすい。それから、迅速かつ的確に対応できると。まあ、本庁に集めるということは、効率的でいうことに、あとの⑤、⑥にかかってくるんでしょうけれども、その住民が、全体の機構としては、支所も含まれた機構ですから、その住民サービスの低下や、わかりやすい、利用しやすいという面では、協定書そのまま、これは、今でも方針は、変わらないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういうことを、やはり一つの目標を目指しながらですね、やはり一方では、職員数の定数もですね、削減をしていく。この、やはり両立させていかなきゃいけないわけですね。

ですから、わかりやすくとか、効率的に、また、住民サービスも低下しないように、これは、当然、今回、例えば、本庁舎のほうをですね、こうして増築したり、整備していく、このことも全体として、そういう目的を持ってですね、取り組んでいるところでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 先ほどの答弁で、まず支所の窓口業務にも、主としてということなこともありましたが、その地域全体の、まだ、佐用町全体としてね、地域も含めたことをやるとなれば、ある程度、その地域、地域、三日月・南光・上月、その地域ごとで、ある程度、その情勢も把握したいという中で対処していく、今、二重行政やと言われましたけれども、とりあえず支所でやって、それから本庁へ、それが二重行政やと言われましたけれども、また、分散して専門的に、その地域のことは地域と、専門性が、やはりそこで支所に、その機能いうかね、その農林振興課なら農林振興課、建設課なら建設課なりの、それを支所機能に、ある程度持たせることによってね、それが、専門的であり、地域全体の、その振興にはつながってくるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、それをですね、突き詰めていけば、元のですね、合併前の各役場の機能にもっていかなきゃいけないということになるわけですね。

だから、専門性を持った職員というものについて、じゃあ、その地域ごとに、別々に配置するということ、このことが、佐用町のようなぐらいな規模でですね、できるかどうか。これは、やっぱりお考えいただいたら明らかなと思うんです。

ですから、特に、佐用郡が、こうして4町が一緒になって、今、本当に町民の皆さんが、いろんな相談で見えたり、特に専門的な農業の問題、また、道路の問題、これについてもですね、もう、しっかりと、そこで、そういう要望にお応えし、また、対応ができる体制というのはね、役場として、きちっとつくっていくには、分散をすることは、これは、かえって、それは低下をしていくと思いますし、職員数を以前のままだにね、残してやるんだったら、そういうこともある程度できますけども、そのことによって、今度、財政的な非常に厳しい問題、また、そこに財政危機を招いてしまえばですね、かえって大きな、やっぱり負担が町民の皆さんにかかってしまうということになりますから、今、距離的、時間的な距離で見れば、今回、例えば、三日月の地域においても徳久バイパスが、もう2年先ぐらいには完成をいたします。そういう意味では、連絡なり、来ていただいて、ご相談させていただくのについても、こちらから出向くにしても、また、来ていただくにしてもですね、もう本当に10分以内で行けるという体制が、状況ができるわけですから、そこは、やっぱり、町民の皆さんにとっても効率化を図ることによって、大きな利益が生まれてくるのではないかなと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 今の、その現状をお聞きしたいんですけれども、一番、本庁から遠い、三日月支所の例を取って、支所長にお伺いしたいんですけれども、三日月で、それぞれ支所で預かっているのは、住民窓口係で、戸籍や住民関係、それから税務関係、これも手続ぐらいのことで、それから、地域振興課にしても、各施設の管理ぐらい。施設及び推進に関することとかいうことで、維持の管理ぐらいで、地域振興課についてはね。それから、三つ目の係としては、地域防災係がありますけれども、今現在、支所の、この三つの係でね、どのぐらいの、ひと月でもいいし、1日でもいいですけれども、どのぐらいの、その住民の方が来られてというような対処をされているのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、支所長、三日月支所長。

三日月支所長（塚崎康則君） はい、失礼します。

時間的、1日のうちに何時から何時までがこう、住民対応しているかというのは、統計

とか、そういったことは取っておりませんが、届け出る内容によっては、お一人の方について、半日、3時間とか数時間取る場合もありますし、例えば、現金の税の納付でしたら、1分間ほどで済む場合もありますし、そういったケース、ケースによってこう、非常に違ってきます。

それから、今、言われましたプラスに自治振興委員さんの相談事とか、あるいは、こちらからの相談事、あるいは地域づくり協議会の連絡のこととか、そういった業務もあります。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） そう言われたんですけど、その、町長、支所に専門的に置くことによってね、経費負担が増えるかと言われましたけれども、なかなか支所の中で、今、業務等は、今、支所では時間がかかる。それぞれケースバイケースがあると支所長、答弁、回答でしたけれどもね。

しかし、その今ある支所の中で、農政係なり建設課係なりをね、その事務分掌の中で、そういうことによって、その職員の事務を、職員の数を増やすんじゃなくてね、その中で、やっぱり僕、それは、ある程度の本庁の農林振興課なり、建設課なりの、ある程度、業務の内容を、専門的な持った、支所の職員の配置も、それは、かぶるということもあるでしょうけどね、それは、その事務分掌の担当を組みなおすということで、職員動かさなくても対応はできるんじゃないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、やはり今の行政というのはですね、非常に中身も複雑というんか、いろいろと、そのルールもありますし、国の制度とか、また、県の制度とか、いわゆる、そういう専門性が求められる部分が、たくさんあるわけですね。

だから、できることもあると思いますが、一人の職員が、あらゆる職務をですね、事務分掌表の中で、こういうことしなさいということは、入れることは可能。簡単にできるわけですが、それが実際に、じゃあ、町民の皆さんに、ちゃんときちっとした対応をして、町民の利益になるかというのと、そうではないと。

なかなか、それは、一人の職員で対応することは難しいと思います。

ですから、そこをね、支所というのは、やはり町民の皆さんの、いろんな相談もあります。それ、しっかりと、やっぱり受けて、それを町の、それぞれの担当する課なり、担当者なりにですね、きちっと、やっぱり迅速につないでいく。そういうことが、やっぱりある意味では必要ですし、逆に町民の皆さんも、そういう形を取る。遠くて、支所のほうに来られる方もあるし、既に、直接、それぞれの担当課のほうに、来られる場合も、非常に今、多くなってきているわけですね。

で、また、受付の窓口業務でさえですね、現在、そういう証明書の発行とか、住民票の発行とか、そういうものでも、今の支所に行かれるのではなくてですね、これは、どこにでも行ったら、どこでも発行できるんですけども、いわゆる、この本庁のほうの窓口のほうに集中して来ていると。

だから、非常にまあ、窓口の、そういう業務においても、本庁職員のほうが、今、大変、業務が立て込んでいるというようなね、そういう状況になっております。

これは、やっぱり町民の皆さんの意識も、非常にね、これまでは、自分は、例えば、今言われる旧三日月だから、三日月の支所へ行かなきゃいけないんだというね、最初の頃は、そういう思い、そういう習慣もあるし、意識もあったと思います。

でも、今は、やはり一つは、もう一つの町になったと。別に、どこの地域になっても、どこの自分たちが、旧どこだと、どこの支所へ行かなきゃいけないとかね、どこを使わなきゃいけないんだ。そんなことは、全然、やっぱり、そのへん、意識は変わってきていると思います。

ですから、そういうことが、やっぱり実際の、今の業務の中にも非常にあらわれているのではないかなと、実態として生まれてきております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） まあ、そういうふうに町長の方針としてね、支所の、窓口業務に特化する、今まで、これまでに、そういうふうにやられてきた結果が、むしろね、それで本町に、住民の方が来られるというふうに、むしろ、その方針として、初めのほうに、支所でもね、こういうふうな受付しますから、ある程度、支所の中の、それぞれの地域の中の道路を直す。田んぼは、こうやりましょうとかね、それから、観光、これやりましょうとか、そういうふうなことを、ある程度、支所の中で、話したらええけど、トップは、支所のトップは支所長ですから、支所長が、そういう全体の時のものを把握して、ある程度、こういう会、先ほど、支所にも、その専門的な職員等、提案しましたがけれども、それは、本庁における職員と、同等の、その専門的なことではなくて、ある程度、その農政係なり建設係などを配置したら、よりスムーズに、むしろ、私は、そのほうがね、効率的だと思います。

一々、また、その全体的な農業政策も決めた上で、それで、各地域に、それが、実際にやられるわけですから、もう足運ぶ、土地は、そこにあるわけですから、実際に、その地域で、そういうふうなんやるとなれば、今、農林振興課なりで、課の担当、いろいろ事務分掌ありますけれども、実際に、やっぱり行くなれば、その田んぼを見に行くとなれば、その地域に行くわけですから、その地域の職員がおって、それと本町の専門的な全体だけを見渡すという職員もおって、ですから、支所と、さっきも言いましたように、同等の、その専門的な知識ではなくて、ある程度、担当を置いたほうが、むしろ、私は、そのほうが、効率的で、より地域のことが分かった政策ができると思うんですけども。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 金谷議員は、そういうふうにね、考えておられるということなんですけれども、私は、当然、それでは、非常に非効率的でありですね、逆に、現場、仕事も混乱しますし、町民の皆さんに、逆にご迷惑をおかけすると思います。

その専門性がない。いわば中途半端な形で対応してきて、なおかつ、その途中までやってきて、じゃあ、もう一遍戻ってね、これやり直さないといけないとか、また、直接、最終的に、それぞれの担当課が、きちっと、また、事業としてやっていかなきゃいけない。

それを、ほなら、ある程度、途中まで進めてきたものをですね、再度また、これから引き続いてね、やらなきゃいけないとかね、そこに、また、どうしたって、そごも出てくると思いますし、それだけのね、もう最終的に、余裕はないです。人員的に。

これだけ、そのことだけじゃないですからね。今、言っておられることだけじゃない。それは、全てのことについて、そういうふうな話しですから、それだけ、職員を、今度、対応していこうと思えば、職員の、この人件費だけでもですね、当然、人がいないとできないという、今の話ですのですね、50人増やせれば、少なくとも、年間5億の費用が、別個に要るわけですから、私は、そういうことで、町財政が、その職員、傾いてしまうようなこと、また、持続可能な、財税が安定できないというようなことでは、本当に、何のために行政やっているのか分からなくなりますし、また、今後、まだまだですね、何回も出てきておりますけれども、合併特例期間も終了すれば、今の国のルールでいけば、かなりの交付税が減額されているというのが、もう目に見えてきているわけですね。

それに対して、何とか、これを見直して欲しいという、今、要望なりね、そういう活動もしていますけれども、しかし、実際、今のような形で、ずっと続くわけじゃありません。そういう中で、なおかつ今、金谷議員のおっしゃるような支所を、ずっとね、運営、維持していくというんか、つくっていくということになると、それは非常に逆行した形になります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 方針として、その、それが逆行するかと、むしろ、私は、何度言いますが、それが、地域全体の、その効率化にもなるし、町全体の、それは効率化であって、さっきも言いましたが、新しい、その職員を支所に配置せいということではないんですね。

それから、今日の新聞ですけれども、政府の地方制度調査会が、住民サービスの維持危ぶむ、こういうふうな見出しで、出てるんですけれども、総務省が、地方制度調査会が合併市町村への財政支援として、役場の支所運営などに必要な経費を計算して、地方交付税へ手厚く、まあ、これは、新たな制度案を検討していると。まあ、こういう新聞報道ですけれども、その後、自民党内には、総務省以外の支援を主張する声があり、調整は難航しそうだ、という新聞記事なんですけれども、総務省も、そういうことで、合併市町村については、やっぱり、合併市町村に限らず、過疎化が進んでね、住民サービスが低下するのではないかと、特に、その合併市町村には、その支所機能も含めた、こういう方針も、ある程度、国の方針があつてありますけれども、この地方制度調査会、政府のほうとしても、こういう、やっぱり支所機能は大事だというふうに、私は、これ記事読んで思うんですけれども、その点は、財政だけのことで言えば、ある程度支援、全部、支所に配置する職員の数を交付税でみてくれるというわけではないんでしょうけれどね、支所機能が低下しないように、その方針もありますから、合併市町村に対しては、こういう、やっぱり、地域全体の底上げとかね、振興が必要だと、改めて思うんですけれども、この記事紹介したんですけど、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、私たちが、考えて、要望をしなきゃいけないと、問題提起もしてきたところです。

やっぱり国においてもですね、こうして合併特例期間が、ほとんど平成の合併からですね、10年を迎える中でですね、やはりこの、そういう課題が、問題があるということをね、取り上げてきたと、これは、国にとって当然のことだと、私は思います。

ただ、今のところは、これは総務省としてね、そういう課題、問題として取り上げてきて、検討をされるということなんで、じゃあ、具体的に、これに対して、どのような措置がされるのか。国においても、この今の合併特例を、そのまま延長するということあり得ないということは、当然、言って、既に、もう早言ってますしね、この中身は、今後、十分にこう、見ていかなきゃいけないと思います。

ただ、そういう、その地域によって、特に、まだ、佐用町なんかは、ある意味では恵まれているかもしれません。全国の離島を抱えるところがですね、もっと山間部とかに行けば、その交通機関もないというような中で、どう、その地域の行政、地域を守っていくかという時に、それは、やっぱり、もっともっと支所に対する住民のですね、その期待といいますか、頼られるところは大きいと思うんですね。

で、そういうところ、運営していくのに、どうしたって人は要る。それに対して、今までのように、一律にですね、その類似団体、人口規模等だけで、職員数をいくぐらいにしなきゃいけないと。そういう中で、国としての交付税の一つの算定をされるということではですね、これは、やっぱり成り立たないわけで、こういう、そういう支所等の必要性ということを踏まえた中で、最終的に、そういうルールをつくった中でね、交付税等が、ちゃんと計算して、交付をいただけるということになっていけば、また、その支所に対しての、このあり方もですね、これは、やはり見直すべきところが生まれてくるんだろうというふうには思います。

ただ、今は、それがやっと、こうして、新聞紙上でね、取り上げられて、検討課題に取り上げられたということなんで、これはもっと、その現状をですね、もっともっと、やっぱり訴えて、国に要望なり、いろいろなところに要望をね、やっぱり重ねていかなきゃいけないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 次の質問に移ります。

産業振興をどう図るかについて伺います。

2010年に策定された中小企業憲章は、中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役であるとしています。また、中小企業基本法第6条には、地域や経済・社会情勢などの状況を勘案し、独自の振興策を地方自治体が策定する責務があると記されています。この二つの理念にのっとり、中小企業振興基本条例が各自治体で制定され、京都府与謝野町では、この条例を制定し、自然循環型農業、住宅改修助成などに取り組んでいます。

自然豊かな資源を有する本町での自然エネルギーづくりは、地域で仕事や雇用を生み出し、地域循環型経済社会をつくれます。産学公連携による地域おこし、地域づくりはまち

づくりへの展望も生まれます。そこで伺います。

1 商工業にとどまらない農林業も含めた産業振興をどう図るのか、大きな課題ですが、町長、見解、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2点目の質問事項でございます、産業振興をどう図るかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

一部の都市部を除く、過疎高齢化が進む自治体におきまして産業振興は、全国的にも大変重要かつ、また、困難な課題として、それぞれの自治体において、様々な取り組みがなされているところでございますが、多くの自治体では、なかなか、その十分な成果を挙げるに至っていない状況ではないかと思えます。

本町では、産業振興の一つの取り組みとして、具体的な取り組みとして、現在、中山残土処分地の太陽光発電施設の整備におきまして、発電設備に木製の架台を採用するなどして、専門業者でなくとも地元業者が施工可能な工法を選択することにより、地元業者が事業への参画ができるように計画をし、地元の地域の産業振興を図る一つの手立てとしようという計画もしております。

また、福祉施策と商店街振興の両面を支えることを目的とした、移動販売支援事業の実施や、被災中小事業者への融資利子補給事業、商店街での子育てステーション設置の推進、商工会が行う特産品開発への支援、地域の特色を生かした農作物の作付け生産に対する支援、農家及び農業振興会等農業団体の育成、また、農業の担い手支援等々、産業の振興を図るべく、従来より地道な取り組みを実施しているところではございますが、なかなか、十分な成果を挙げているには至っておりません。今後もより一層の努力が必要であるというふうに考えております。

現在、農業振興におきましては、集約的に取り組むことのできる栽培方法など、新しい農業につきまして研究もしており、今後の進展に期待をしているところでございます。

商工業振興におきましては、デジタル化する新佐用チャンネルの相互送受信機能を、商品やサービス、工事発注等流通の媒体として活用することができないか商工会とも協議を行っており、最近設立をされました合同会社佐用鹿青年部が中心となり、まずは、テレビショッピング的な活用が可能かどうかを検討をしているところでございます。

また、学校規模適正化の協議が進んだ場合には、学校跡地の有効活用が、地域振興や産業の振興に重要な役割を果たすと考えられており、町の将来においてより良い方向を目指せるように、町民の皆様とともに協議を進めていくことが重要であるというふうに考えております。

産業の振興につきましては、町の発展及び地域の活性化、財政健全運営の大きなテーマであり、地域住民をはじめとした経済団体及び各種事業者、農業団体及び農家等の参画・共働により、時代に応じた取り組みを続けて行く必要があります。

今後におきましても、その時、今の時代のニーズに対応した、より積極的な産業振興施策を官民一体で協議・企画し、議会の皆様にもご理解・ご支援を賜りながら、何とか実施し、実現をしていく、そういうことが行政の責務であろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） さっきの町長の回答の中でも、今まで施策、いろいろやってきて、十分なことではないということも言われました。

それで、この佐用町の総合計画の後期計画、24 年度から始まっている計画の中で、1 年間過ぎていうことですが、その中で、現状と課題として、農林業は、本町の基幹産業ですとして、それから、林業については、防災と水源涵養の視点からも保全が急務。

それから、農林業については、多様な担い手の確保や経営基盤の強化。

それから、地域特産ブランド化を進めると。

こういうふうな課題と方針も挙げて、具体的な施策も、総合計画ですから挙げられているんですね。

それで1 年間経って、最初の答弁にもあるように、十分成果を挙げていないいうことですけれども、それで終わっちゃいけないんで、その今まで1 年経って、総合計画、ずっと立ててきたわけです。立てて 24 年度から、これで計画やっていこうというふうにしてきたわけですから、その十分でない、それは、何でもかいうことをお聞きしたいんですけども、まあこれ、農林振興課に農業については、お伺いしたいんです。

これ、課題等挙げて政策の方針、施策の方針としても、総合計画の中で挙げられておる。それで、今、町長が言われた、その十分な成果が挙がっていないというのは、何が原因なんでしょうかね。

町長でもええですけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、何が原因という、これが全て原因であれば、その原因をね、解決すれば、また、実際に、大きな成果が挙がるということにつながろうかと思いたすけども、しかし、それが、なかなかね、どこの市町、自治体においても、十分な成果が挙げれないというのは、一つは、農業そのものが、例えば、農業なら、農業そのものが、今、構造的に思っている日本の農業の問題、これは、佐用町の農業だけで解決できる問題じゃない。

だから、この総合計画には、当然ですね、今回、24 年からの計画としてね、計画を挙げましたけれども、これ以前からも、当然、つくっております。

もう、同じ課題として、ずっとやっぱり、これは毎回、毎回の計画の見直しの中でも、当然、農業なり林業というのは、以前から、この地域、町においてはですね、それが、経済の主体にはなってませんけども、多くの、この農地を維持し、その農業というものが、やはり一つの町の基幹産業ということ、これは、ほかの関わっている方の多さの、町民の皆さんのね、から見てもですね、そういうふうな位置づけをしなきゃいけないわけです。

ですから、そうは言っても、じゃあ、ほなそれで、じゃあ、皆さんが全て、この生活を安定して、その産業でできているかという、そうではないわけです。そこに大きな落差があるわけですね。

ただ、いっつも指摘されて、何回も、これ何か、成果を挙げなければ何もならないじゃないかと。ですから、これまでと同じことを、進めていたんではですね、結局、なかなか、

その具体的な成果になっていかないだろうと。

そういう中で、今、新しい時代のニーズなり、こういう今の経済、日本の国がおかれたものの中で、国としての政策というものを新たに打ち出されようとしている中でね、そういうものを捉えた、やはり農業に転換したり、また、林業を進めていくということを考えております。

このことの、まだ、具体的に、きちっとした計画の中で、お示しすることはできませんけれども、その方向性については、時々にはですね、私も、今、お話をさせていただいているところなんで、そういう研究をしながら、成果が出るようにですね、各担当課それぞれも一生懸命取り組むこと、このことが、やっぱり、重要であり、また、それが行政としての今の責任だというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 具体的な、その施策として挙げられているのは、いろいろあるんですけども、一つその、地域特産のブランド化というのは、施策として挙げられているんですね。

農業改良普及センター、JAなどの専門家との連携によって、特産品の生産育成を図るとともに、地場の産品を使用したブランド品、加工品の研究開発を促進しますと。こういうふうに、具体的に、そのJAともし、それから、専門家とも話してやると。こういうふうな計画があって、その先ほどの、最初の答弁で、十分な成果が挙がってない。それは、すぐに成果、こういうものはね、出るというものではないんでしょうけど、1年間、とりあえず、やはり1年間、こういうブランド化、地域産品のブランド化は、どういうふうに取り組まれたんでしょうか。この1点だけ、ちょっと、具体的な施策としてお伺いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、佐用町で主なものと言いますと、いわゆる、もち大豆みそですね、佐用の特産という形で、この大豆を使った、みそ、これを加工販売をしておるといのが一つの大きな佐用町での特産品であろうかと思えます。

また、農産物につきましては、ジャンボピーマンであるとか、自然薯であるとかといったような、大きな生産性の大きなものはございませんが、そういった意味での特産品を、それぞれつくっていただいております。

これは、市場に出回るといほど、大きなものではございません。ただ、そういった、地域、地域での販売に基づくようなものでございまして、まあ、年商が1,000万も2,000万もあるといった、そこまでは、まだまだ、届いておりませんが、そういった意味では、大きな成果を挙げるところに至らないが、地域における特産品であるということでございます。

もう1点は、町長のほうからもお話がありますように、やはり佐用町のような中山間地域におけます農業というのは、非常にこう、面をどうして維持していくかという、これが、非常に大きな課題でございまして、今、私どもが、特に力を入れて助成しております認定農業者であるとか、それから大規模経営的な形で、農業をしていただく方、これが、

だいたい町内に 100 名強いらっしゃいます。

こういった方が、農業される場合に、いわゆる 1 町以上ですね、これにつきましては、それぞれ認定農業者につきましては、1 万円の助成をするとか、それから、認定農業者以外の方につきましては、7,000 円の助成をするとかで、こういった形での農地の維持、面的な維持を図りながら、水稻、これを基幹産業と位置づければ、基幹産業でございますので、佐用町は、農業におきましては。これを維持していくということでございます。

もう 1 点、町長がおっしゃいましたように、今度は、点の話でございますが、そういった点の話として、立派な作物を、どうしてつくっていくかという、これは、今後、私どもが研究していく中で、取り組んでいく話だということで、町長も、そういう方向づけを出されております。ここを、これから、うまく利用していくことによってですね、出口があるものをつくっていくことですね。

ただ、つくって販売店で、いわゆる、販売所で並べておだけといった、そういう販売方法だけでは、おそらく販売の拡大にはつながらない。だから、そういう出口を持ってもらえるような、いわゆる企業なりとのタイアップというのが、これからは、一つは大きな方向づけではないかと、そのように思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 特産の、その初めに自然薯なり、もち大豆は、育成の部分に入って、後のほうの、ブランド化や加工品の研究開発という面では、まだね、されてないように思うんです。

まあ、今、課長言われたように、その六次産業化いうて、つくって加工して売るというね、そういうふうな、今、農水省なりのほういでも、進めていますから、今、言われた、その業者との連携も必要だと思うんですね。

そういうことで、私、初めに挙げた、この与謝野町というところを挙げておるんですけれども、与謝野町が、もう全体、京都府として、初めて、中小企業振興条例をつくったところなんです。

それで、何で挙げたか、佐用町とよく似ているんですね。3 町が合併して、2 万数千人の人口ということで、だいたい佐用町と似ている。その与謝野町は、ちょっと若狭湾の海、海を抱える町ではあるんです。山の中ということではないんですけれども、だいたい佐用町合併して、農村であるというふうなことで似てますから、で、この与謝野町の例を、最初に挙げさせてもらったんですけど、この私が、通告しておる中で、その与謝野町についてはね、ある程度、中小企業基本条例を挙げてますから、これから話するのに、ある程度、知っておられるんかどうかということで、思うんですけど、町長、調査は、私が通告出してから、この与謝野町についてね、調査は、されたんでしょうか。ある程度ね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私自身は、そこまでは、ちょっと時間なくって、何も、いろいろな

資料を取り寄せたりですね、その中身、よく中を見させていただくことは、時間がなくてできておりません。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） それじゃあね、どういう経過かいうところから、説明せなあかんと思うんですけども、与謝野町は、持続可能なまちづくりを進めていくためには、町内事業者の大多数を占め、地域経済と地域社会の担い手である中小企業の発展が不可欠と考えていると。基本で、こういうことがあって、その振興を行政運営の重要課題として位置づけたと。それで、中小企業振興条例を制定した。

その制定に当たっては、事業者、町民、経済団体、そして行政が、この中小企業の役割りと重要性について、共通認識を持つということが大切だということで、その協議会、産業振興協議会いうのをつくられて、ですから、先ほど言いました、佐用町にも、その行政基本条例を、基本計画を立てて、基本計画を立ててやっていますが、それが、実際にやる時に、こういうふうにしてつくったから、その全体、やっぱり具体的に効果があるような計画立ててますから、それによって、動くんですね。

ですから、最初、私、この与謝野町が、何でええかいうことを挙げたんは、初めから、事業者や町民や経済団体、行政、佐用町としても、そういう人を集めて、基本計画をつくり、振興政策の策もつくっておられるというんですけど、ほんまに、これが議論されてなっているんですね。

ですから、私、一つ、改めて、この産業振興をつくる上で、事業者、先ほど、課長も事業者との連携も必要だと言われました。事業者とか経済団体。経済団体は、銀行なんかも、ここへ入っているんですね。その銀行が融資するとかいうこともあって、それから、観光業者も入るし、もちろん、商工業者なんかも入って、それで、施策をつくっていくいうふうにしたんですけど、やっぱり、そういう組織づくりが必要だと思うんですけども、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 金谷議員は、十分、そういうことで、研究されてですね、非常に、それが、いい。今、うまくこう、運営されているということを知っておられてお話しなんでしょうから、今のようなことが必要だというふうに、中で、私のほうとして、どうなんだという答えを、答弁を求められているんですけども、私自身は、先ほど言いましたように、そういうことはね、具体的に、本当に、どういうふうなんだということは、状況にあるのか、これは、まだ、不勉強で分かりません。

そのへんは、また、担当課のほうにもですね、そういう点、指摘がいただいて、示唆をいただいたわけですから、こういうことが必要か、どういうふうな、また、うまく、これが動いているのか、これ、研究をさせていただきたいと思います。

ただですね、たくさんの方が、確かに、いろんな方が、本当に、一緒の方向を向いて協議して、協力しながらできればいいんですけども、どうしても、やっぱり、それぞれが利害が反する場合が、出てきたりですね、多くの方が、なかなか、集まった協議会という

ものをつくるというのは、それを、また、うまく運営していくというのはね、難しい点もあろうかとは思いますが。

一つの目的を、ある程度定めて、その中で、それをうまくですね、参加していただき、そこから、また、発生的に、また、段々と、これを広げていくというようなね、やり方もあろうかと思えますし、与謝野町だけではなくて、全国で、かなり、いろいろな取り組みもされておると思えます。

町としても、当然、そういう先進事例なり、いろんな、いいところの事例というのはね、やっぱり参考にしながら、研究をしていくということ、このことも当然、行政としての責任だと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） そうですね。いろいろ研究していただきたいと思えます。

これまで、私も産業振興についてはね、再三、一般質問なりでもしてきました。

今まで挙げていたのは、豊岡市のコウノトリ米や、それから、三重県の伊賀の里モクモク手づくりファームや、愛媛の内子町、私らも研修で行きましたけれども。それから、高知県の馬路村、徳島県の上勝町の葉っぱビジネス、何か、いろいろ提案もして、こういうふうなことをして、いろいろ町長、研究等もされると思うんですけども、私、具体的に、こういうことを挙げてどうでしょうかということもあって、今まで、来ておるんですね。

ですから、この条例についてもね、これ本真に、研究して欲しいんです。

一つの、まあこれ、与謝野町ではないですけど、前、林業について、前回、3月議会で質問したんですけども、その中で、ちょっと林業に行きますけど、林業ね、高知県の、県自体、全体でやっていることですけども、土佐の森・救援隊というのが、県がやっているやつらしいですね。初めは、小っちゃい町から、いの町でしたかね、いの町から始まって、県も、それをバックアップしたようなことですけども、それではね、ボランティアでやって、森林、それを持ってる所有者には、許可を受けてですけどね、ボランティア、ですから、ボランティアと言ったら、ただ働きになるんです。それを実際に間伐して出して、それ売ったら、それは、自分らの利益になるというような、こういうシステムがあって、それ、ずっと行われているらしいんですね。

ですから、そういう林業も、そういうやり方もあるのかなとね。いいろ、全国的な研究もね、販路の拡大ということも、それ売れなければ、先ほど、課長も、出口のほうが必要ない。全体を含めた中で、産業振興も取りいくということでしたけれども、まさに、そうなんですね。

ですから、林業の出口のほうとしては、その赤穂のバイオマスね、ということもありますしね、それが出口のほうは、やっぱりできる。安定的な供給が、今、課題だということも、町長も言われてますけれども、その中で、やっぱり林業についても、こういう、土佐の、高知の、森の救援隊なんかの研究も、これ、町長、されたことあるんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 聞いたことはありますし、どういう内容か、だいたいの把握はして

いるつもりですけども、やはり、林業を、このボランティア、これまででも、そのボランティアというのは、県内でもあったんですけどもですね、やっぱり、それは特異なというんか、特殊な例であって、実際に、山の作業というのは、そんなに簡単なものではありません。

そういうね、例えば、佐用町の中で、じゃあ、ボランティアの人を、例えば、募ったり、そういうものを、組織をつくるといっても、それを世話するだけでも、逆に、そっちのほうが大変な状況ではないかなと思います。

だから、その内容によってね、本当にこう、できる可能性があるのかどうか。これは、本当に、普遍的なものじゃないと、特殊なところで、一部だけを取り上げて、新聞報道なんかされている部分というのはですね、よく研究、本当に見てみないと、それ、なかなかね、実際に、それが、どこにも合うものでもなかったり、どこでも、やっぱり、これが成功して、持続可能でやっていけるものでもない場合もあるわけなんです。

だから、土佐の、その誰かが、やっぱり指導、中にね専門的な人が、中にて、本当にボランティアとしてやっていこうというような、特別な方がおられて、そういう方の指導のもとにやっておられるんだったら、だというふうに、私は、理解をしています。

一般的なボランティアのような形ではできません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） まあ、その土佐の、ちょっと、もうちょっと言いますとね、2011年現在、2011年、2005年ぐらいから始められておって、2011年まで続いて、今も続いているんでしょうけれども、2011年現在で40名を超えて、自分の山を持っている人で、自ら切り出して、原木を市場に運び、間伐する人では、1,000万円クラスの収入を得る人も出てきたと。

それで、森林組合や専門林業家の間伐生産量をはるかに上回って、地域林業が飛躍に躍り出たと、こういうふうなことが書いているんですね。まあ、本ですけど。

そういうふうな、これもね、林業についても、農業についても、いろんな、その全国の例を研究して欲しいと思います。

それで、与謝野町に戻りたいんですけども、与謝野町が、先ほど、事業者や企業や経済団体の人とやってきた。それで、中小企業振興条例に、それが、町の総合基本計画があって、さらに中小企業振興条例に、それがつながったというんですけども、最後にこれ、ちょっと紹介しておきたいと思いますけど、与謝野町の参考振興ビジョンの方針の特徴として、産業特性をふまえて、中小企業者に農林業者を含めたと。今、中小企業で、その商売をしている商工業だけじゃなくて、農林業も含めた。

それから、人づくりを重視する観点から人材の確保と育成についての条項を盛り込んだ。この点では、先ほど、町長も、いろいろ人づくりも大事だということを言われました。その点ではね、これ、同じことだと思うんですけども。

それから、事業者、町民、経済団体等、行政、それぞれの役割の中に地域循環型経済の担い手としての役割を求めたと、こういうふうにあるんですね。

それから、最後に、産業振興会議を審議機関、これずっと、産業振興会議というのがあって、それ具体的に、どういう、その計画を実施していく上で、審議機関として位置づけて、ずっと計画をつくった人が、そういうふうな、改めて、それを検討しなোসというかね、最後に、そういうことも含めた、ですから、つくって、それが、ほんまに、どういう、実

際に、町振興に結び付くかというふうなね、そういうことも、何回も何回も検討しながら、そういうふうにつくってきたということで、この条例の目的は、豊かな暮らしをつくることですというふうに町長さん、言われているんですね。

ですから、こういうふうに、いろいろ全国的な、特にこの先進地であると、私は、思っているんですけれども、与謝野町なり、特に与謝野町ですけれども、産業振興、町の町民が豊かになる政策をね、町長も、いろいろ研究していただいてと思います。終わります。

議長（西岡 正君） 金谷英志君の発言は終わりました。

お諮りします。あと5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めますので、これで本日の日程は、終了いたします。

次の本会議は、明6月19日午前10時より再開し、本日は、これにて散会いたします。どうも、御苦労さんでした。

午後03時40分 散会
